

福祉用具専門相談員指定講習 指導要領

令和7年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目次

I.	福祉用具専門相談員指定講習について.....	1
1.	本資料の作成目的と構成.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	構成.....	1
2.	福祉用具専門相談員指定講習の内容について.....	2
2.1	福祉用具専門相談員指定講習の概要.....	2
2.2	指定講習の内容と展開について.....	5
2.3	修了評価について.....	5
3.	福祉用具専門相談員指定講習の運営について.....	6
3.1	福祉用具専門相談員指定講習事業者について.....	6
3.2	講師について.....	7
3.3	設備について.....	9
3.4	教材について.....	9
II.	各科目の指導要領.....	10
0.	カリキュラムの全体像.....	11
1.	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割.....	12
1.1	福祉用具の役割.....	12
1.2	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理.....	15
2.	介護保険制度等に関する基礎知識.....	19
2.1	介護保険制度等の考え方と仕組み.....	19
2.2	介護サービスにおける視点.....	23
3.	高齢者と介護・医療に関する基礎知識.....	28
3.1	からだところの理解.....	28
3.2	リハビリテーション.....	32
3.3	高齢者の日常生活の理解.....	35
3.4	介護技術.....	39
3.5	住環境と住宅改修.....	42
4.	個別の福祉用具に関する知識・技術.....	46
4.1	福祉用具の特徴.....	46
4.2	福祉用具の活用.....	49
4.3	福祉用具の安全利用とリスクマネジメント.....	52
5.	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する 総合演習.....	57
5.1	福祉用具の供給とサービスの仕組み.....	57
5.2	福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用.....	61
6.	本カリキュラムの全体像および確認ポイントのまとめ.....	68

I. 福祉用具専門相談員指定講習について

1. 本資料の作成目的と構成

1.1 背景・目的

福祉用具貸与・販売事業所に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習(以下「指定講習」という。)の修了が必要とされており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定しています。

指定講習のカリキュラムについては、平成 27 年以降見直しが実施されておらず、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」(令和5年 11 月 8 日)において、「福祉用具の安全な利用や PDCA の推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」(以下、「令和5年度老健事業」という。)で実施する有識者による検討や各指定講習事業者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。」とされ、全国福祉用具専門相談員協会が採択を受け「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」の見直しを実施しました。また、令和5年度老健事業を通じて、指定講習事業者や講師により講義・演習内容や修了評価にばらつきがある実態が把握され、講義・演習のばらつきの改善や修了評価の標準化等が課題として挙げられました。

そのため、本指導要領は、令和5年度老健事業で新たに見直した「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」をもとに、各科目における目的、到達目標、内容等の見直しを踏まえ、研修内容の質のばらつきの改善による質の担保を目的として、各指定講習事業者が指定講習を実施する際の指針としてお示しするものです。

1.2 構成

本指導要領は、以下の構成となっています。

I. 福祉用具専門相談員指定講習について

ここでは、総論として、福祉用具専門相談員指定講習の概要や、運営に関する事項等について説明しており、大きく3つの節に分かれています。

1節では、本指導要領を作成した目的及び構成について説明しています。

2節では、指定講習の概要、及び基本的な枠組みとして、指定講習の目的、対象(受講要件)、研修内容(実施方法、時間数、日程等)、カリキュラムの全体構成、修了評価などについて説明しています。

3節では、指定講習事業者の要件や指定方法、指定講習を実施する際の設備や講師、教材等、指定講習の運営に関する事項について説明しています。

II. 各科目の指導要領

ここでは、各論として、指定講習カリキュラムの科目ごとに、目的、到達目標及び内容等の指針に加え、指導にあたっての事前準備と心構えや指導の視点、講義の進め方等について説明しています。

各指定講習事業者及び講師の皆様におかれましては、本指導要領を参照し、研修の到達目標、修了評価の在り方について共通理解にたつたうえで、創意工夫して指定講習を企画・展開してください。

2. 福祉用具専門相談員指定講習の内容について

2.1 福祉用具専門相談員指定講習の概要

2.1.1 目的

- 指定講習の主な受講対象は、介護分野の知識・技術を持たない学生や一般の方々を想定しています。指定講習のカリキュラムは、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学び、福祉用具専門相談員としての第一歩を踏み出すことができることを目的としています。
- 指定講習はあくまで福祉用具専門相談員としてのファーストステップとして位置付けられているものであり、指定講習修了後も、実際の介護現場や福祉用具貸与事業所等の現場での実務を通じての学び(On the Job Training。以下「OJT」という。)等を通じ、知識・技術を継続的に修得することが必要です。指定講習の受講・修了で終わらせるのではなく、継続的な知識・技術の修得、自己研鑽の重要性を含め、指導をお願いいたします。

2.1.2 対象(受講要件)

- 受講資格の制限は特にありません。2.1.1 にも記載のとおり、指定講習のカリキュラムは、介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶことに重点を置いておりますので、当該目的をご理解のうえ、本講習を実施してください。
- 主な対象としては、福祉用具貸与・販売事業所等で「福祉用具専門相談員」として従事することを希望される方が想定されますが、福祉用具について詳しく学びたい方、福祉分野への就職を希望される方などの受講を妨げるものではありません。
- また、福祉用具に関する知識を有している国家資格保持者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士及び義肢装具士)は、指定講習を受講しなくとも「福祉用具専門相談員」として福祉用具貸与・販売事業所等で従事することは可能ですが、これらに該当する方でも、福祉用具について専門的・体系的に学びたい方の受講を妨げるものではありません。従って、国家資格を持つ方が受講した場合も、修了評価の実施及び修了証の交付を実施してください。

2.1.3 実施方法

- 開催形式は、対面の集合形式、オンライン形式いずれも可能であり、受講者の受講負担等を考慮し、各指定講習事業者において自由に設定することができます。ただし、受講者が各科目の到達目標に示す知識・技術等を十分に修得可能な方法を検討のうえ実施してください。
- 演習を含む科目については、講師一名につき、受講者が概ね 50 名を超えない程度とされていますが、効果的な進行のため、科目の内容や受講者数を踏まえて 1 グループあたりの人数を設定し、必要に応じて演習をサポートするファシリテーター等の配置も検討してください。

- 全ての科目の受講完了後、筆記の方法による修了評価を実施してください。修了評価は試験の合否を判定するものではなく、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況を評価するものです。詳細は以下、「2.3 修了評価について」を参照してください。

2.1.4 時間数と日程

- 時間数は令和7年度より計 53 時間とされています。なお、53 時間の講習とは別に、筆記の方法による「修了評価」を1時間程度実施する必要があります。修了評価については、「2.3 修了評価について」をご参照ください。
- 53 時間のプログラム構成は、7～8日程度での開催を想定していますが、指定講習事業者において自由に設定することが可能です。ただし、各科目の目的や関係性、到達目標を十分に理解したうえで、介護分野の知識・技術を持たない受講者が到達目標に示す知識・技術等を修得できるようなプログラム構成を検討してください。
- 開催日程についても、受講者の受講しやすさ等を考慮して、指定講習事業者において自由に設定可能です。また、科目によって集合形式とオンライン形式を組み合わせることも構いません。
 - 週1回(1日)×7～8週に分けて実施
 - 週2回(2日)×4週に分けて実施
 - 平日 7 日間連続で実施 など

2.1.5 カリキュラムの全体構成

- 指定講習カリキュラムの全体構成は図表 2-1 のとおりです。
- 演習を含む科目では、受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識修得や、サービス提供時の実務の基礎につながる演習を実施してください。

※福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムについて

令和7年4月以降の新カリキュラムについて、見直しの背景や目的、主な変更点等について指定講習事業者、担当講師向けの説明動画を用意しています。本指導要領と併せてご確認ください。

<動画(指定講習事業者、担当講師向け)>

- 令和7年4月以降の新カリキュラムの概要

(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)

<https://www.youtube.com/watch?v=eonUZJckorM>

(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

図表 2-1 カリキュラムの全体構成(概要)

科目	形式	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		2時間
福祉用具の役割	講義	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	(2時間)
介護サービスにおける視点	講義	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		16.5時間
からだところの理解	講義	<u>(6.5時間)</u>
リハビリテーション	講義	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	講義	(2時間)
介護技術	講義・ 演習	(4時間)
住環境と住宅改修	講義・ 演習	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		17.5時間
福祉用具の特徴	講義・ 演習	(8時間)
福祉用具の活用	講義 ・演習	(8時間)
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	講義 ・ 演習	<u>(1.5時間)</u>
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		13時間
福祉用具の供給とサービスの仕組み	講義	<u>(3時間)</u>
福祉用具による 支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	講義 ・ 演習	<u>(10時間)</u>

53時間

※下線・太字の箇所が令和7年度より追加・変更された点

2.2 指定講習の内容と展開について

- ・ 介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶための内容とします。講師の専門知識に偏らないよう、各科目の目的や関係性、到達目標を十分に理解したうえで、指導をお願いいたします。
- ・ 演習を含む科目においては、受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識修得や、サービス提供時の実務の基礎につながる内容とします。
- ・ 本講習はあくまで福祉用具専門相談員としてのファーストステップとして位置付けられているものです。実際の介護現場や福祉用具貸与事業所等での OJT 等を通じた継続的な知識・技術の修得や自己研鑽につながるよう、指導をお願いいたします。
- ・ 各単元の講義、演習の進め方や留意事項については、「II 各科目の指導要領」を参照してください。

2.3 修了評価について

- ・ 指定講習においては、「全科目の修了時に、「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること」とされています。
- ・ 修了評価の実施方法は、筆記の方法により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとされております。
- ・ 「到達目標」は、各科目で求められている「目的」をどの程度達成できているかを評価するための指標であり、修了評価においてその達成度を評価する指標です。「到達目標」として想定されている「列挙できる」、「概説できる」については、それぞれ以下のレベルを意図しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 「列挙できる」とは、講義内容を知り、理解したうえで、その内容を他者に説明できることを意図している。➤ 「概説できる」とは、講義内容を知り、理解できているだけでなく、その内容の概要を整理し、他者に説明できること、又は活用できることを意図している。 |
|---|

- ・ また、本指導要領の「II 各科目の指導要領」では、「(11)確認ポイント」として、各科目において受講者の理解度を確認すべきポイントを整理しています。「到達目標」とあわせて、修了評価の設問を作成する際の参考としてください。
- ・ 修了評価は、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況の評価するものであり、試験の可否を判定するものではありません。「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、指定講習事業者においては必要に応じて補講を行う等、受講者への支援をお願いいたします。
- ・ また、一部科目の受講欠席者についても、次回開催時期を加味し、可能な限り修了評価を行えるよう、欠席科目に対する補講の実施や次回開催時に参加する際の一部受講免除なども検討してください。

3. 福祉用具専門相談員指定講習の運営について

3.1 福祉用具専門相談員指定講習事業者について

3.1.1 事業者の要件

指定講習の実施事業者の要件は、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第4条第2項各号において、以下のとおり定められています。

- 一 福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められること。
- 二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
 - イ 前項第九号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。
 - ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届出ること。
 - ハ 福祉用具専門相談員指定講習の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

上記のうち、「福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件として、「福祉用具専門相談員について」(平成 18 年3月 31 日付け老振発第 0331011 号厚生労働省老健局振興課長通知、令和7年4月4日最終改正)では以下のように記載されています。その他必要な要件等の詳細については、各都道府県の実情等をご確認ください。

- ① 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、
- ② 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、
- ③ 事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

3.1.2 指定方法

- 指定講習の実施事業者の指定は、事業者の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとされています。そのため、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要があります。
- 指定申請手続きにあたって提出が必要な書類や期限、指定の期間等の詳細については各都道府県の要綱等をご確認ください。

3.2 講師について

- 指定講習の基準として、指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師を有する必要があり、具体的には以下の要件を満たすことが必要です。

- | |
|--|
| ア 1の講習について3名以上の講師で担当すること |
| イ 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者が概ね50名を超えない程度の割合で担当すること |
| ウ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること |

- 指定講習の講師は、厚生労働省が定める講師の要件を満たす適切な人材を確保する必要があります。なお、講師(医師を除く)は、講師の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有することが必要です。「II 各科目の指導要領」を踏まえ、各科目の目的や到達目標を十分に理解したうえで、適切な人材を養成・確保してください。
- 講師謝金及び講師旅費については、各指定講習事業者において設定して差し支えないものとされています。

図表 3-1 講師要件の新旧対照表

【改訂後の講師要件】		【現行の講師要件】	
科目名	講師要件	科目	講師の要件
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、公益財団法人テクノエイド協会が認定する福祉用具プランナー及び福祉用具プランナー管理指導者研修修了者(以下「福祉用具プランナー等」という。)、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。))及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。)) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護保険制度等に関する基礎知識		介護保険制度等に関する基礎知識	
介護保険制度等の考え方と仕組み	高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護サービスにおける視点		介護サービスにおける視点	
高齢者と介護・医療に関する基礎知識		高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
からだところの理解	医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	からだところの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
リハビリテーション	医師、 看護師 、理学療法士、作業療法士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	リハビリテーション	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
高齢者の日常生活の理解	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)) ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護技術		介護技術	
住環境と住宅改修	理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者、福祉用具プランナー等、1級・2級建築士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
個別の福祉用具に関する知識・技術		個別の福祉用具に関する知識・技術	
福祉用具の特徴	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具の活用		福祉用具の活用	
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者		
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
福祉用具の供給とサービスの仕組み	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具の供給の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用		福祉用具貸与計画等の意義と活用	
		福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
		福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※下線・太字の箇所が令和7年度より追加・変更された点

3.3 設備について

3.3.1 対面の集合形式で実施する場合

- ・ 会場は、受講者のアクセスしやすさに配慮して設定してください。
- ・ 演習時のグループワーク等を想定し、受講者数に対して十分な広さを確保してください。
- ・ 会場の広さに応じて、マイクを用いてください。
- ・ 必要に応じて、プロジェクター、動画の再生に必要な機材を準備してください。
- ・ 演習の形態に応じて、ホワイトボード、模造紙等を準備してください。
- ・ 可能な限り福祉用具を準備し、演習等の中で受講者が実際に見る、触るなどの体験ができるよう検討してください。

3.3.2 オンライン形式で実施する場合

- ・ 必要な端末、ソフトウェアや通信環境等を整備してください。
- ・ オンラインで開催する場合には、講師・ファシリテーターには、3.2 で示した講師要件に加え、オンライン研修環境の特性に対応するスキルが求められます。指定講習事業者は必要に応じて、講師・ファシリテーターを対象とした操作説明等の研修を事前に実施してください。
- ・ また、受講者がオンラインでの操作に慣れない場合や、研修当日に通信エラー等のトラブルが発生することも想定されます。指定講習事業者は事前の操作説明や、当日のトラブルへの対応等、受講者が安心して受講できるよう、支援体制も整備してください。
- ・ 特に演習を含む科目においては、受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識修得や、サービス提供時の実務の基礎につながる内容となるよう、オンライン開催の場合にも受講者同士、受講者と講師の双方向的なコミュニケーションを取り入れた指導ができる方法（ブレイクアウトルームの活用、オンラインでも個別にサポートできるファシリテーターの配置等）を検討してください。

3.4 教材について

- ・ 「II. 各科目の指導要領」では、「(10)教材・参考資料」として、科目ごとに教材・参考資料の例を記載しています。各科目を担当する講師は、必要に応じて「(10)教材・参考資料」も参考にいただき、レジュメや演習に用いるワークシート等を準備するなど、研修を円滑に進行し、効果を高められるよう工夫してください。その際、公開資料等を教材・参考資料として用いる場合には、出典を明示する等引用の仕方に配慮してください。

なお、「住環境と住宅改修」、「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」については、令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」において演習ツールを作成しております。

- ・ 各指定講習事業者は、教材及び講義内容の品質管理のため、各科目を担当する講師が作成した教材が各科目の目的や到達目標を満たすものとなっているか、事前に確認してください。
- ・ 演習に用いる事例については、利用者の個人情報が入らないよう、演習後回収する等、取り扱いには十分に注意してください。

II. 各科目の指導要領

0. カリキュラムの全体像

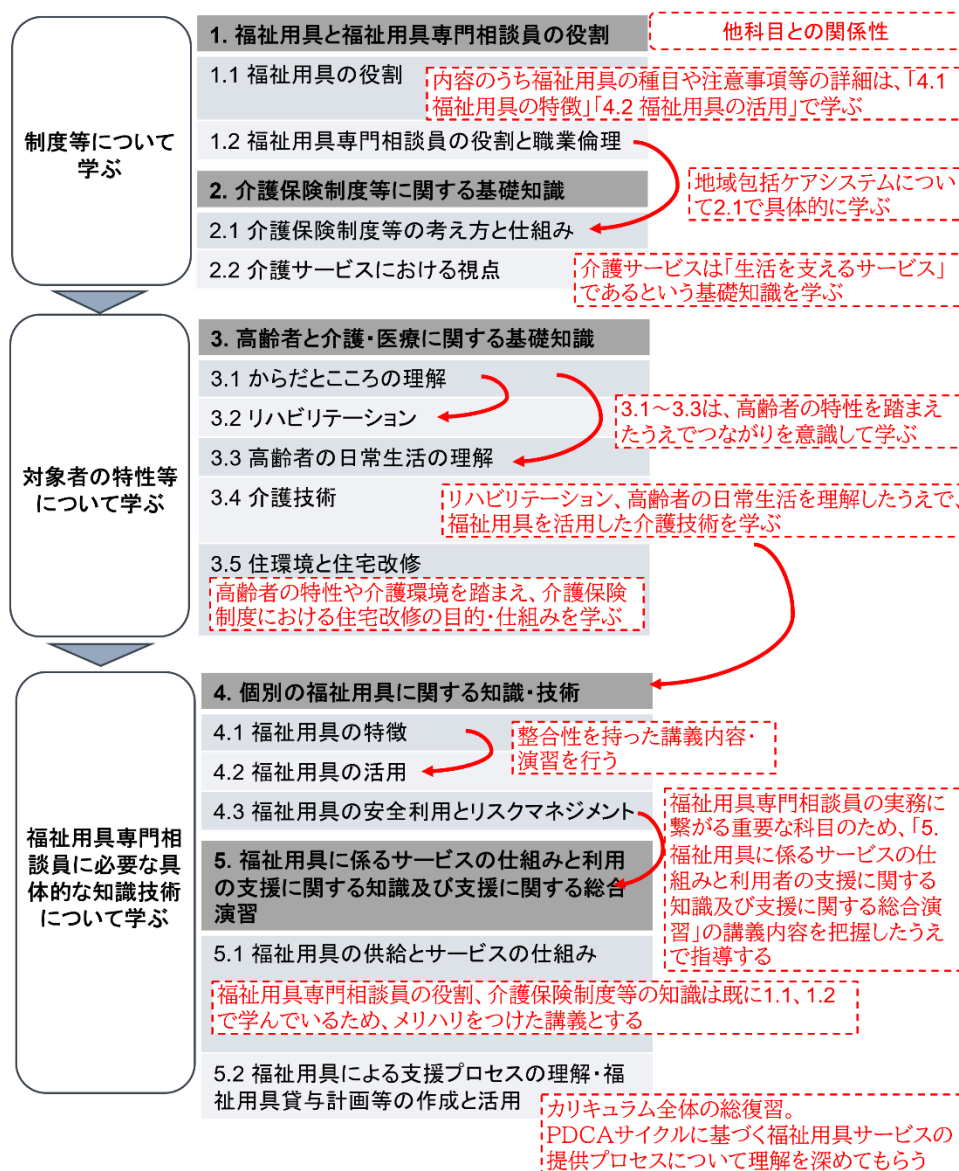
指定講習カリキュラムとして設定している各科目は、福祉用具専門相談員として最低限理解しておく必要がある知識・技術を網羅的に修得するためのものです。知識・技術を段階的に理解していけるような到達目標・内容・時間の構成となっています。

指定講習事業者の皆様においては、科目間の相互関係を理解したうえで運営プログラムの検討や講師との調整をお願いいたします。

また、講師の皆様におかれましても、科目間のつながりをご理解いただき、各科目内で重点的に指導すべきポイントや、前後の科目との関係性を把握したうえで、講義・演習の実施をお願いいたします。

日程や講師等の都合により、科目の順番を多少入れ替える必要がある場合であっても、「制度等について学ぶ」、「対象者の特性等について学ぶ」、「福祉用具専門相談員に必要な具体的な知識技術について学ぶ」の順番で学べるよう配慮してください。

図表 0-1 各科目との関係性



1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割

1.1 福祉用具の役割

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 1時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、公益財団法人テクノエイド協会が認定する福祉用具プランナー及び福祉用具プランナー管理指導者研修修了者(以下「福祉用具プランナー等」という。)、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支えるうえで果たす役割を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具の定義について、介護予防と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。
- ・ 福祉用具の種類を概説できる。
- ・ 高齢者等の暮らしを支えるうえで福祉用具の果たす役割をイメージできる。

(6) 内容

○ 福祉用具の定義と種類

- ・ 介護保険制度や障害者総合支援法等における福祉用具の定義と種類
※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 福祉用具の役割

- ・ 利用者の日常生活活動(Activities of Daily Living。以下「ADL」という。)等の改善
- ・ 介護予防
- ・ 自立支援
- ・ 介護負担の軽減

○ 福祉用具の利用場面

※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であるため、講師は指定講習の全体構成を把握したうえで、本科目の指導要領を踏まえ講義資料を準備する。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具の役割を理解するうえで、日本の超高齢社会の現状や今後の課題を伝える。
- ・ 介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となる福祉用具のみならず制度外の福祉用具も含め福祉用具の種類(最新の用具も含む)を伝える。
- ・ ADL の改善、自立支援、介護負担軽減はもとより介護予防の視点も加えて指導内容に含めることが求められる。
- ・ 高齢者等の自立支援や介護予防において、福祉用具が高齢者の生活をどのように支えているのかをイメージできるよう、福祉用具の果たす役割を具体的に伝える。
- ・ 本科目は福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であり、本科目の内容と他の科目とのつながりを意識することが重要である。
- ・ 総論的な内容も多くなるため、受講者の理解を深めるために、グラフやイラスト、表などを活用し、満遍なく講義を展開することが求められる。
- ・ 制度、社会情勢、福祉用具も刻々と変化するため、その変化を踏まえた最新の内容を伝えることが求められる。

<他科目との関係性>

- ・ 福祉用具の種目については「4.1 福祉用具の特徴」と「4.2 福祉用具の活用」にて取り上げるため、一覧表などの提示に留め、掘り下げ過ぎないように配慮する。
- ・ 本科目は総論であるため、他の科目で取り上げる内容に関しては、上記注意事項と同様に必要以上に掘り下げず、本科目の到達目標に焦点を絞った研修内容にする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (5分)	○超高齢社会の現状と課題	現状のみならず今後の課題について伝える。グラフなどを活用することが望まれる。	講義
テーマ2 (15分)	○福祉用具の定義と種類 ○介護保険制度の福祉用具 ○障害者総合支援制度の福祉	制度、社会情勢の変化を踏まえるとともに最新の情報を表などにして伝えることが必要である。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	用具 ○制度外の福祉用具		
テーマ3 (15 分)	○福祉用具の役割 ○ADL の改善 ○自立支援の視点 ○介護負担の軽減 ○介護予防の視点	福祉用具がどのように高齢者や障害者の生活を支えているのかを具体例を挙げながら説明する。	講義
テーマ4 (10 分)	○福祉用具の安全性について	安全確保のために必要な視点を説明する。	講義
まとめ (10 分)	福祉用具の役割の確認	目的、到達目標の理解度の確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 人口ピラミッド、年齢区分別(年少人口、生産年齢人口、老年人口)推計値と介護人材の不足の予測値のグラフ、テキストの表を活用 ※指定講習実施時点で最新の情報を使用すること
 - 厚生労働省「人口動態調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>
 (ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 人口動態調査 > 結果の概要)
 - 厚生労働省「介護人材確保に向けた取組」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html
 (ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 介護人材確保に向けた取組)

(11) 確認ポイント

- ☐ 超高齢社会において、住環境整備、中でも福祉用具の役割は極めて重要であることを(将来的な視点も含めて)理解できている。
 - ☐ 福祉用具は高齢者のみが使うものではないこと(障害者も対象であること)を理解できている。
 - ☐ 高齢者や障害者の生活を支える福祉用具には、介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となっていないものも多くあることを理解できている。
 - ☐ 自立支援(自分でできなかったことを自分でできること)の重要性を理解できている。
 - ☐ 福祉用具は道具であり、リスクが隣り合わせであること(リスクを軽減するためには福祉用具専門相談員の役割が重要なこと)を理解できている。

1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 1時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、高齢者等を支援する専門職であることを認識する。
- ・ 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。
- ・ 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、サービス事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。

(6) 内容

- 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割
- 福祉用具専門相談員の業務内容
 - ・ 福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)
- 福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務
 - ・ 指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)
 - ・ 介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)
 - ・ 地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ
 - ・ 福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)
 - ・ 自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は「1.1 福祉用具の役割」と同様、福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であるため、講義のはじめには、資格取得に向けて受講者の学習意欲を高めることを意識しながら、本科目を学ぶ意義として、福祉用具専門相談員が超高齢社会において果たしている役割を全体像として伝える。
- ・ 講師は、介護保険制度改正を踏まえ、最新の福祉用具サービスと福祉用具専門相談員の業務内容について事前に理解を深めておく。
- ・ 既に福祉用具貸与事業所で一定期間現場経験をしている受講者がいる一方、介護分野の知識・技術や経験を持たない受講者もいることを理解し、受講者全員が理解できる内容として講義を進める必要があることを意識しておく。
- ・ 講義の振り返りでは、本科目の到達目標に関連する福祉用具専門相談員の業務内容と職業倫理内容を再度整理するとともに、以降に学ぶ科目の内容は、専門職として修得すべき知識・技術の基本であることや、福祉用具専門相談員には自己研鑽の努力義務があり、指定講習受講後も経験を積み上げながら継続的に研鑽することの必要性和重要性を改めて伝える。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具専門相談員の業務の具体的内容は以降の科目で学ぶため、本科目では受講者が業務を全体的に列挙できることを意識して講義を行う。
- ・ 事業所の指定基準や業務継続計画の策定や研修等については、社会的責任の一つとして概要を伝える程度に留める。
- ・ 職業倫理については特に重視し、法令順守、守秘義務、説明責任、他職種との連携、専門性の向上、社会貢献など、受講者が列挙できるように用語について丁寧に解説し、専門職としての意識を受講者が高められることを意識して講義を行う。

<他科目との関係性>

- ・ 地域包括ケアシステムについては「2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み」で具体的に学ぶため、本科目では医療職からの情報収集や他の介護職との協働の必要性や、チームアプローチと多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示します。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ1 (7分)	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割	介護保険制度上の位置付けと、超高齢社会において期待されている役割などについて講義する。	講義
テーマ2 (10分)	○福祉用具専門相談員の業務内容 ・福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)	業務の全体像がイメージでき、列挙できるよう講義する。業務内容一つ一つが詳細になり過ぎないように留意する。	講義
テーマ3 (7分)	○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 ・指定基準(人員基準・設備基準・運営基準) ・介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)	指定基準や業務継続計画の作成など、基本知識として講義する。事業者としての責務については概要の説明に留める。	講義
テーマ4 (10分)	○地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ	地域包括ケアシステムの詳細説明ではなく、医療・介護連携とチームアプローチの必要性和重要性について理解できるよう、連携の具体事例を用いながら説明することが望ましい。	講義
テーマ5 (10分)	○福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)	職業倫理の守秘義務等の内容について、実際の介護現場で留意する場面なども含めて丁寧に説明し、専門職としての意識を高められるよう理解を促す。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ6 (5分)	○自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)	自己研鑽の努力義務規定を説明する。指定講習受講後に OJT を中心に知識及び技能を積み上げていく必要性を、具体事例を交えて説明することが望ましい。	講義
まとめ (6分)	到達目標に関連する内容の整理 自己研鑽課題の認識の促し	目的、到達目標の理解度の確認とともに、継続的なスキルアップの重要性について再度認識を促す。指定講習受講後の継続的な研修機会の確保の方法についても説明する。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 倫理綱領
<https://www.zfssk.com/rsm/rinri.html>
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 倫理綱領)
- ・ 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会(第 220 回)(令和5年7月 24 日)資料
【資料7】福祉用具・住宅改修 「福祉用具専門相談員について」(p.6)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001123924.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(介護給付費分科会) > 第 220 回社会保障審議会介護給付費分科会(web 会議)資料)

(11) 確認ポイント

- ☐ 福祉用具専門相談員の業務内容を、運営基準の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取り扱い基準を中心に列举できる。
 - ☐ 福祉用具専門相談員としての職業倫理について、法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位など、一つ一つの内容と実際の介護現場で留意すべき点を列举できる。

2. 介護保険制度等に関する基礎知識

2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。
- ・ 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。

(5) 到達目標

- ・ 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。
- ・ 地域包括ケアの理念を概説できる。
- ・ 地域包括ケアシステムの構成要素と、支える主体を列挙できる。
- ・ 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。

(6) 内容

○ 介護保険制度等の目的と仕組み

- ・ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等)
- ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)
- ・ 介護サービスの種類と内容 ※最新の情報を踏まえたものとする。
- ・ 介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence。以下「LIFE」という。)等)
- ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要

○ 地域包括ケアシステムの考え方

- ・ 地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等)
- ・ 構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助)

- ・ 地域ケア会議の役割・機能
- ・ 医療・介護に関わる各専門職の役割

(7) 事前準備と心構え

- ・ 介護保険法について、最新の正確な情報を確認して講義にあたる。(最新情報を厚生労働省 HP にて確認し、古い情報を伝えることのないように留意する。)
- ・ 法令や条文の記述は理解が難しい表現となっていることが多いため、専門用語や日常的に使用しない用語については、かみ砕き分かりやすく変換して伝える準備をして講義にあたる。
- ・ 介護保険制度を理解できるようにする科目ではあるが、福祉用具専門相談員として知っておくべき内容に留めるよう配慮する。
- ・ 地域包括ケアシステムに関しては、地域格差があることを理解したうえで、全国的に共通する事例等を準備し講義にあたることが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 介護保険法の目的と基本理念の理解は、介護サービス事業者にとって必須である。条文から尊厳保持・自立支援・利用者選択と自己決定について理解を促すと同時に、介護サービス利用時のどのような場面にその基本理念が反映されているか、具体例を挙げて理解を促すことが望ましい。(具体例は福祉用具貸与や特定福祉用具販売に限らず、他のサービスや介護の場면을連想しながら関連付けるもので構わない。)
- ・ 介護保険制度においては、最新の情報を伝える。
- ・ 介護サービス利用に係る大まかな流れ(申請～サービス利用)について簡潔に伝える。
- ・ 介護サービスにおけるテクノロジー活用の現状、今後の展望について概要を説明し理解を促すことが望ましい。(LIFE の目的・介護ロボットや ICT 等の介護テクノロジー導入や活用の事例等)
- ・ 介護保険法以外の高齢者・障害者に関する保健福祉制度があることを理解できるようにする。
- ・ 地域包括ケアシステムを学ぶ際には、理念や構成要素において福祉用具専門相談員がどのような立場・役割を持って関わることとなるのか、地域ケア会議の機能等にも関連付けて伝えることが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ 「1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理」では、医療職からの情報収集や他の介護職との協働の必要性や、チームアプローチと多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行うこととしているため、本科目では介護保険制度や地域包括ケアシステムにおける多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (45分)	○介護保険制度の目的と仕組み ・介護保険法の理念 ・介護保険制度の仕組み ・介護サービスの種類と内容 ・介護サービスのテクノロジー活用推進の動向	・介護保険法第1条を用いて、理念である「尊厳の保持」「自立支援」「利用者選択と自己決定」等の理解を促す。 ・基本となる認定の流れや給付について概要がつかめるよう伝える。(福祉用具貸与や販売を例にしながら説明するとよい) ・介護サービスの種類とその内容について、そのサービス対象となる利用者の状態像も含め「どのような人が、どのような目的でそのサービスを使うのか」という視点で展開することが望ましい。 ・LIFE、介護ロボットやICTなどの介護テクノロジーの「現状」と「これから」の介護サービスにおけるテクノロジーの活用について概要を伝える。 ・LIFE、ケアプランデータ連携システムについては、その目的と概要を説明する。	講義
テーマ2 (15分)	○高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度の概要	・高齢者・障害者への制度が介護保険制度以外にも存在していることを説明する。 ・老人福祉法・高齢者医療制度・障害者総合支援法の概要を説明する。 ・老人福祉法・障害者総合支援法	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		と福祉用具の位置付け・取り扱いを説明する。(老人日常生活用具・補装具・日常生活用具給付事業)	
テーマ3 (45 分)	○地域包括ケアシステムの考え方 ・地域包括ケアの理念 ・構成要素と多様な支え方 ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護の各専門職の役割	・共生社会の実現と地域包括ケアの関連性や介護予防・日常生活支援総合事業にも触れながら「自助・互助・共助・公助」の理解を促す。 ・地域ケア会議と多職種連携について、具体的事例を挙げながら説明することが望ましい。	講義
まとめ (10 分)	介護保険制度の基本的な仕組みの理解 地域包括ケアシステムの理解	目的・到達目標の理解度の確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 都道府県及び市町村において配布されている「介護保険について」等のパンフレット
- ・ 厚生労働省「科学的介護情報システム(LIFE)について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 科学的介護情報システム(LIFE)について)

(11) 確認ポイント

- ☐ 介護保険制度の理念、認定の流れやサービスの種類・内容を説明できる。
- ☐ 介護保険制度以外の高齢者・障害者関連施策を知っている。
- ☐ 地域包括ケアシステムについて理念・構成要素を説明できる。
- ☐ 地域ケア会議の機能を理解できている。
- ☐ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を理解できている。

2.2 介護サービスにおける視点

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 高齢者保健福祉を担当している行政職員、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。
- ・ ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つうえで配慮すべき点について列举できる。
- ・ ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。
- ・ 国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health。以下「ICF」という。)の考え方を概説できる。

(6) 内容

○ 人権と尊厳の保持

- ・ プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティ・オブ・ライフ(Quality Of Life。以下、「QOL」という。)の意義
- ・ 虐待の防止措置(早期発見の努力義務、通報の義務、発見から通報までの流れ)
- ・ 身体的拘束の禁止と緊急やむを得ない場合の対応

○ ケアマネジメントの考え方

- ・ ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現)
- ・ ケアマネジメントの手順(アセスメント、居宅サービス計画作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング)
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性
- ・ 介護予防の目的と視点
- ・ ICF の考え方
- ・ 多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院

(7) 事前準備と心構え

- ・ 福祉の視点を持って講義を展開できるよう、講師自身がノーマライゼーションの理念、福祉の概念を理解していることが前提である。
- ・ 高齢者虐待の相談・通報件数や虐待判断件数等、最新の情報を収集したうえで講義にあたることが望ましい。
- ・ 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」や、介護保険法上の虐待防止、身体的拘束禁止に係る規定等を確認しておく。
- ・ ICF の考え方を解説するために、例えば同一人物を国際障害分類 (International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps。以下「ICIDH」という。) と ICF で比較しながら説明する等、具体的な事例を用意することが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 人権・尊厳の保持等、非常に重要な視点となるため、日常の出来事などを当てはめながら、実は身近なテーマであり、当たり前のことであると受講者が気づけるようにすることが重要である。
- ・ ノーマライゼーション・QOLといったものも言葉だけの理解に留まらないよう、日常生活の一部を例にして伝えるなど、受講者の理解が深まるように講義を展開する。
- ・ 虐待防止の理解では、虐待の種類の理解や通報の在り方 (通報義務) 以外にも、サービス提供者が意図せず虐待に該当する行為をしてしまう例なども伝えながら、虐待防止に対する理解を深められるようにする。
- ・ 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」等を用いて身体拘束に該当する行為を正しく理解し、福祉用具が身体拘束の道具として扱われる危険性があることを理解できるようにする。
- ・ 安易な身体拘束は、ADL の低下のみでなく、尊厳を脅かし、QOL の低下を引き起こすことにも気づくことができるよう、講義を展開する。
- ・ ケアマネジメントの過程、PDCA サイクルの理解、居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等のつながりが具体的に理解できるように説明する。
- ・ 特にケアマネジメントの過程における多職種連携においては、サービス担当者会議や退院・退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例を挙げ、実際にイメージできるように促す。
- ・ ICF、多職種連携については様々な分野と関連する重要な内容であるため、他の科目でも学習し、理解を深める必要性があることを伝える。

<他科目との関係性>

- ・ ICF の理解については、「3.3 高齢者の日常生活の理解」の科目においても触れるため、本科目では、介護サービスは「生活を支えるサービス」であることを理解できるように講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (40分)	○人権と尊厳の保持 ・ノーマライゼーション ・QOL ・プライバシー保護 ・虐待防止と身体拘束禁止	・専門的な用語が多いが、理解できるように、分かりやすい表現に置き換えて気づきを促すよう伝える。 ・プライバシー保護は日常生活の場面の例に留まらず、介護サービスにおける例を挙げながら説明する。 ・介護保険法に基づいて、虐待防止・身体的拘束禁止に係る規定を伝える。 ・身体拘束と虐待、虐待と人権侵害の関連性を理解できるように様々な例を出しながら講義を展開する。	講義
テーマ2 (50分)	○ケアマネジメントの考え方 ・意義、目的、過程 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・多職種連携の目的と方法	・ケアマネジメントの過程はPDCAサイクルを用いて解説し、居宅サービス計画関連書式の説明や福祉用具貸与計画等との関連をイメージできるように伝える。 ・介護予防の目的を確認し、予防プランを提示し、理解を深められるようにすることが望ましい。 ・多職種連携は他の科目においても学習することから、非常に重要であることを意識できるように伝える。	講義
テーマ3 (15分)	○ICFの考え方	・ICFの考え方を概説できるように、具体的な事例を用いて説明することが望ましい。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		(例として、同一人物を ICIDH と ICF で比較しながら説明する等)	
まとめ (10分)	介護サービス提供の基本視点の理解 ケアマネジメントの理解	・ 目的、到達目標の理解度確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- 厚生労働省「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>
 (厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等)
- 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改訂)」 「第三章 養介護施設従事者等による虐待への対応」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html
 (厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について)
- アセスメント書式(項目が分かるもの)
 - ふくせん版「福祉用具サービス計画書(基本情報)」
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html
 (全国福祉用具専門相談員協会 トップページ 介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」「モニタリングシート」)
- 居宅サービス計画のサンプル (サービス担当者会議録・提供票などの書式も含む)
 - 介護保険最新情報 Vol.1286(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について)(令和6年7月4日付け老認発 0704 第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001271371.pdf>
 (厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ)
- 介護予防サービス・支援計画書のサンプル
 - (様式例2) 介護予防サービス・支援計画書
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227953.docx>
 (厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について > 令和6年度介護報酬改定に関する通知等の改正 > 基準省令に関する通知(解釈通知等) > その他)
- ICF 事例(各講師が ICF の考え方について説明できる事例を用意することが望ましい)

(11)確認ポイント

- ☐ 人権や尊厳を保持した関わりの重要性については、どのような点に配慮すべきかについて、「例えば〇〇といった関わり方」のように具体的にイメージし、説明できる。
- ☐ ケアマネジメントの意義・目的、考え方を理解できている。
- ☐ 介護予防・多職種連携の重要性を理解できている。
- ☐ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性について説明できる。
- ☐ ICF の考え方を概ね理解できている。

3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識

3.1 からだとこころの理解

- (1) 形式
 - ・ 講義
- (2) 時間
 - ・ 6.5 時間
- (3) 講師要件
 - ・ 医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
- (4) 目的
 - ・ 高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。
 - ・ 認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。
 - ・ 感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。
- (5) 到達目標
 - ・ 加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。
 - ・ 高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。
 - ・ 認知症の症状と心理・行動の特徴を把握し、認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。
 - ・ 主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。
- (6) 内容
 - 加齢に伴う心身機能の変化の特徴
 - ・ 身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防御反応の低下、廃用症候群等)
 - ・ フレイルと健康寿命
 - ・ 心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等)
 - ・ 介護保険法施行令に定めのある特定疾病
 - 認知症の人の理解と対応
 - ・ 認知症の人を取り巻く状況
 - ・ 認知症ケアの基礎となる理念や考え方
 - ・ 認知症の症状
 - ・ 認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
 - 感染症と対策
 - ・ 感染症の種類、原因と経路
 - ・ 基本的な感染症対策と罹患した際の対応

(7) 事前準備と心構え

- ・ 高齢者の医療・介護における最近の動向など日本における現状を事前に把握しておく。(特にフレイルと健康寿命といった国民の健康増進に関する最新情報について準備しておくことが望ましい。)
- ・ 後の科目で、住環境や福祉用具の活用がイメージできるように、疾病や症状による状態像を理解できるように講義を行う。
- ・ 認知症高齢者数の推移・認知症基本法(共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和五年法律第六十五号)・認知症関連施策等、最新の情報について把握し、講義に活かすことが望ましい。
- ・ 認知症に対する正しい解釈を持って(偏見を排除することを意識し)講義に取り組む。
- ・ 感染症予防の基礎知識・高齢者に多い感染症に共通するスタンダードプリコーション(Standard Precautions。以下「標準予防策」という。)を把握しておく。

(8) 指導の視点

- ・ 老化に伴う各器官の生理的变化、身体的特徴を受講者がイメージできるようにイラストや図を用いて説明し理解できるようにする。
- ・ 高齢者のフレイル対策と介護予防による取組が健康寿命を延伸することにつながることを理解できるようにする。
- ・ 高齢者の心理やコミュニケーション、人間の尊厳を講義内容に踏まえて対人援助を理解できるようにする。
- ・ 高齢者に多い疾病や特定疾病の医学的専門分野は、内容が専門的に深くなり過ぎないように注意し、症状や動作などが、どのように ADL に影響するのかを理解できるようにする。
- ・ 16 種類の特定疾病については、選定基準の考え方や各疾病の症状がどのような状態なのか介護保険で認められている範囲を理解できるようにする。(例えば、がんは、回復の見込みがない状態に至ったと判断した末期がんに限るなど。)
- ・ 認知症には様々な種類があること、種類や進行度によって見せる姿が異なることを理解できるように、具体的な例(4大認知症の原因疾患や症状・若年認知症)を挙げて説明できるようにする。
- ・ 軽度認知障害(Mild Cognitive Impairment。以下「MCI」という。)は、認知症とは異なることを理解できるようにする。
- ・ 認知症の症状である「中核症状」と「周辺症状(行動・心理症状／Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia。以下「BPSD」という。)」を正しく理解できるようにする。
- ・ 認知症の人を「患者」としてではなく、「生活者」として理解できるようにする。
- ・ 認知症の人の残存能力を活かした関わり(奪わない・待つ)が重要であることを理解できるようにする。
- ・ 認知症の人との関わりにおいてその心理に配慮したコミュニケーションの重要性を伝える。(イメージしやすいように、「良い／良くない関わり」の例を挙げるなどの取組が望ましい。)
- ・ 感染症に対し、正しい理解、適切な予防と対策ができるように、感染症の定義・感染源と感染経

路については具体的な例を挙げながら伝え、標準予防策までを理解できるようにする。

- ・ 代表的な感染症とその症状、罹患した場合の対応について理解できるようにする。

<他科目との関係性>

- ・ 本科目では、高齢者のからだところ、認知症や特定疾病等、福祉用具専門相談員として関与していく利用者(人)について学び、「3.2 リハビリテーション」「3.3 高齢者の日常生活の理解」の講義が理解できるようにする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示します。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的、到達目標、内容の説明	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (60分)	○加齢に伴う心身機能の変化の特徴	高齢者のフレイルと健康寿命、心理機能の変化の特徴を踏まえて説明する。	講義
テーマ2 (80分)	○高齢者にみられる疾病の種類と症状	生活習慣病や骨折など加齢に伴う疾病の特徴を説明する。	講義
テーマ3 (40分)	○介護保険に定める特定疾病	16種類の特定疾病の代表的な症状や予後予測など、状態像が分かるように説明する。	講義
テーマ4 (120分)	○認知症の人の理解と対応 ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基本となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応	認知症を取り巻く社会の状況や当事者の思いが理解できるように説明する。 認知症の症状を正しく理解し、認知症の人のストレングス、残存能力に着目した適切な関わりが大切であることを理解し、認知症ケアの基本となる考え方を理解できるように説明する。	講義
テーマ5 (60分)	○感染症と対策	感染源・感染経路・感染症対策の基本的知識、標準予防策を理解できるようにする。	講義
まとめ (25分)	まとめ 質疑応答	目的・到達目標の理解度確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 内閣府「高齢社会白書」
<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>
(内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 共生・共助トップ > 高齢社会対策 > 高齢社会白書)
- ・ 厚生労働省「健康日本 21」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou iryou/kenkou/kenkounippon21_00006.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 健康日本 21(第三次))
- ・ 厚生労働省「認知症施策推進大綱(概要)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策 > 認知症施策推進大綱について)
- ・ 厚生労働省「認知症施策推進基本計画の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001344088.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策 > 認知症施策推進基本計画の概要)
- ・ 厚生労働省「認知症とともに生きる希望宣言」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000569489.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策)
- ・ 厚生労働省「認知症の人と接する時の心がまえ」
<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dementia/a04.html>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策 > 認知症への取組み > 認知症の人と接する時の心がまえ)
- ・ 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001155694.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ)

(11) 確認ポイント

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 加齢に伴う心身機能の変化(フレイルなど)を説明できる。☐ 高齢者の特性や特定疾病の影響が、日常生活においてどのように支障を来しているのか理解できている。☐ 認知症の症状を説明できる。☐ 認知症のBPSDについてその原因や対応の例を概説できる。☐ 認知症の人に対する望ましい接し方や関わり方を概説できる。☐ 感染症について感染源や感染経路を概説できる。☐ 感染予防の標準予防策(スタンダードプリコーション)を概説できる。 |
|--|

3.2 リハビリテーション

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ リハビリテーションの考え方を理解する。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。

(6) 内容

- リハビリテーションの基礎知識
 - ・ リハビリテーションの考え方と内容
 - ・ リハビリテーションに関わる専門職の役割
- リハビリテーションにおける福祉用具の役割
 - ・ リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容
 - ・ リハビリテーション専門職との連携

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は、リハビリテーションの専門分野の詳細を学ぶものではなく、福祉用具専門相談員がリハビリテーションの考え方を理解することで、個人の生活を包括的に捉えながら福祉用具サービスを提供する専門職であることを理解できるようにすることが重要である。
- ・ 医学的専門用語についてはなるべく一般的な言葉を用いながらわかりやすく説明するよう心掛ける。
- ・ ADL などの略語や英語表記等は、意味を伝えるなど、受講者にわかりやすく説明する。
- ・ 講師の得意とする専門領域について偏らないように配慮し、様々な領域について全般的に説明するように心掛ける。

(8) 指導の視点

- ・ 障害に対する基本的考え方を ICF に当てはめて理解できるように説明する。
- ・ リハビリテーションと機能訓練の違いを説明したうえで、リハビリテーションの考え方として、自分らしく生きる権利の回復「全人間的復権」の視点を分かりやすく説明する。福祉用具を使った環境調整により、活動性の維持・向上を図り、それが機能の維持・改善につながり、最終的にそれが「全人間的復権」につながることを説明する。
- ・ リハビリテーションに関わる各専門職の役割がおおよそ理解できるように説明する。
- ・ リハビリテーションに関わる専門職が、患者・利用者へどのような時期にどのような考えで働きかけているかを、リハビリテーションの5つの分類(医学的、社会的、教育的、職業、地域)で説明する。
- ・ 自立支援に資する効果的な福祉用具の利用の視点から、リハビリテーション専門職は、本人の心身機能や活動を最大限に引き出すようにアプローチしていることを理解できるようにする。
- ・ リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類や内容、他制度との関連性についてわかりやすく説明する。
- ・ リハビリテーション専門職との連携については、疾病等の心身機能が、現状の生活、今後の在宅生活にどう影響を及ぼしているかの予後予測を含め、チームとして情報共有し連携する重要性を理解できるようにする。
- ・ リハビリテーション専門職の評価ツールについては、各項目の評価ツールの実施方法の詳細を説明するものではない。ADL、褥瘡、認知症などの評価をすることで、置かれている環境や状態像が把握でき、生活動作に対する関連性を理解できるように説明する。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.1 からだとこころの理解」の指導内容を踏まえたうえで、リハビリテーションの理解、リハビリテーションにおける福祉用具の活用について理解できるようにする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的、到達目標、内容の説明	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (15分)	○障害に対する基本的考え方	障害モデルの具体的事例を挙げながら説明することが望ましい。	講義
テーマ2 (30分)	○リハビリテーションの概要 ○各リハビリテーションの専門職の役割	リハビリテーションの理念を説明し、各専門職の役割を理解できるようにする。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ3 (30分)	○リハビリテーションのサービス体系と流れ ○リハビリテーションの客観的評価基準	リハビリテーションの4つの分野の役割を説明する。 バーセルインデックス(BI)等客観的な評価ツールがあることを説明する。	講義
テーマ4 (30分)	○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ○リハビリテーション専門職との連携	障害による補装具について説明する。 病状からの予後予測を踏まえた連携の重要性を説明する。	講義
まとめ (10分)	到達目標の確認 質疑応答	目的や到達目標の理解度を確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- 厚生労働省「介護保険事業(支援)計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13120.html
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 老健局が実施する検討会等 > 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会 > 介護保険事業(支援)計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き)
- 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会「リハビリテーションとは」
<https://www.jsrpd.jp/rehabilitation/>
(公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ホーム > リハビリテーションとは)

(11) 確認ポイント

- ☐ リハビリテーションの考え方をイメージでき、包括的且つ総合的な視点で人を捉えていることを理解できている。
 - ☐ リハビリテーションに関わる専門職を列举でき、それぞれの役割を理解できている。
 - ☐ リハビリテーションと福祉用具との関連性を理解できている。

3.3 高齢者の日常生活の理解

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 高齢者等の日常生活の個性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。
- ・ 基本的動作や ADL・手段的日常生活活動(Instrumental Activities of Daily Living。以下「手段的 ADL」という。)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 日常生活には個性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。
- ・ 基本的動作や ADL・手段的 ADL の種類を列挙できる。
- ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。

(6) 内容

- 日常生活について
 - ・ 生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等
- 基本的動作や ADL の考え方
 - ・ 基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等)
 - ・ ADL、手段的 ADL の種類と内容
 - ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防

(7) 事前準備と心構え

- ・ 介護や保健医療の知識を持たない受講者にも理解できるように、日常の生活場面を例に伝えていくように配慮する。
- ・ 講師にとっては難しくない用語や例えでも、受講者にとっては初めて耳にする、学ぶ事柄になるため、専門用語については、初心者にも正しく理解できるよう、かみ砕いて伝えるよう配慮し、理解不能とならないように留意する。

(8) 指導の視点

- ・ 「生活」というものを改めて考える機会とすることで、生活とは何かを意識できるようにする。
- ・ 生活歴や価値観、家族関係等が「今の生活」に影響していることに気づくことで、高齢者の日常生活に個別性があること、生活自体が取り巻く環境の影響を受けていることを理解できるようにする。
- ・ 基本的動作の種類・内容については、自身の身体の動きからイメージできるよう理解を促す。
- ・ ADL、手段的 ADL については、用語だけでなく具体的なイメージをつかめるように指導する。
- ・ 地域包括ケアシステムにおける介護予防の取組事例を挙げ、自宅や地域での日常生活を通じた介護予防の視点を理解できるようにすることが望ましい。
- ・ フレイル、ロコモティブシンドロームといった健康寿命と関連のある用語を理解できるようにする。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.1 からだところの理解」の指導内容を踏まえたうえで、高齢者の日常生活や介護予防について理解できるようにする。
- ・ 介護予防については他科目でも取り扱うため、本科目では自宅や地域での日常生活を通じた視点で理解できるようにする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (20分)	○日常生活について ・生活とは何か ・日常生活の持つ固有性 ・家族や地域の役割	・生活の概念、三要素と基本構造を理解できるように説明する。 ・生活構造、及び生活機能の視点を ADL、手段的 ADL と関連付けて理解できるように伝える。 ・日常の生活リズム、ライフスタイル、生活歴等の個別性を踏まえ、高齢者の生活全般を捉えることができるように、日常的生活場面を例に高齢者の生活を説明する。 ・少子高齢社会、家族の形、地	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		域とのつながりなどの社会問題を、地域包括ケアシステムの構築と関連付けながら説明する。	
テーマ2 (40分)	○基本動作の理解 ・身体づくり ・基本体位 ・基本的動作の種類と内容	・日常生活の基本的な動きや活動を捉えるために、人体の構造(骨格や機能)についても理解できるようにする。 ・基本体位や基本動作については、できるだけ専門用語を使わずに、自身の動作に置き換えて連想しやすいように伝え、その後専門用語に変換する等伝え方の工夫をする。 ・日々の自身の動作を振り返ることで、環境によって必要な動作が異なっていること、環境に合わせた動作を組み合わせ生活していることを認識できるようにする。	講義
テーマ3 (30分)	○ADLと手段的ADL	・ADL、手段的ADLの種類、内容を説明し、その理解が多職種連携の場において重要な役割を果たすことを伝える。 ・ADL、手段的ADLを正しく理解し実践で活用することの重要性を伝える。	講義
テーマ4 (20分)	○日常生活を通じた介護予防の視点	・介護予防の定義、考え方を伝える。 ・閉じこもりやロコモティブシンドロームが寝たきりや要介護状態の原因となることを理解できるようにする。	講義
まとめ (5分)	日常生活の理解 ADL、手段的ADLと介護予防	・目的、達成目標の理解度確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 基本チェックリスト
 - 介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000184387.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 総合事業の関係規程等)
- ・ フレイル基準
 - 日本版 CHS 基準(J-CHS 基準)
https://www.ncgg.go.jp/ri/lab/cgss/departement/frailty/documents/J-CHS2020_230427ver.pdf
(国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター ホーム > 研究所 > センター紹介 > 老年学・社会科学研究センター > 部門紹介 > フレイル研究部 > 各種ダウンロード)

(11) 確認ポイント

- ☐ 生活の概念、基本構造を理解できている。
- ☐ 日常生活の個別性に関連している要素を理解できている。
- ☐ 基本的動作の種類について説明できる。
- ☐ ADL、手段的 ADL について、その種類と内容を説明できる。
- ☐ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防の視点を理解できている。

3.4 介護技術

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 4時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ ADL ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合にあたって着目すべき動作のポイントを理解する。

(5) 到達目標

- ・ ADLに関連する介護の意味と手順について列挙できる。
- ・ 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。

(6) 内容

○ ADL(※)における基本的な介護技術

- ・ 介護を要する利用者の状態像
- ・ ADLに関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具

※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど

(7) 事前準備と心構え

- ・ 介護技術の説明においては、現在の介護職員初任者研修で修得する介護技術を基本とし、過去の技術や手法、講師の経験値からの独自の技術は伝えないようにする。
- ・ 介護専門職の養成ではなく、福祉用具専門相談員にとっての介護技術に関する知識の修得を目指す科目であるため、福祉用具の活用を念頭において講義を展開する。
- ・ ADL に関しては、「3.3 高齢者の日常生活の理解」「3.2 リハビリテーション」の科目でも触れるため、それぞれどのような講義なのか、事前に把握しておく。

(8) 指導の視点

- ・ 高齢者・障害者を例に、介護を要する対象者の状態像を正しく理解できるように伝える。
- ・ 認知症高齢者の介護について講義を行う際は、「3.1 からだとこころの理解」の科目で学ぶ適切な対応と齟齬が起きないよう配慮する。

- ・ 各介護技術については、その目的や意義・効果などが理解できるよう、実際の技術・介助法について説明する。
- ・ 介護技術の提供には、尊厳や自己決定、自立支援が大切なことを理解できるようにする。
- ・ 排泄や入浴、更衣の介助は、介護を受ける方の尊厳の保持、羞恥心への配慮を伝える。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.2 リハビリテーション」「3.3 高齢者の日常生活の理解」の科目とも関連付けながら ADL の理解を深めることができるようにする。
- ・ 演習で取り扱う福祉用具については、「4.1 福祉用具の特徴」「4.2 福祉用具の活用」で深く学ぶため、本科目における演習では、可能な限り実際に福祉用具に触れ、介護する・される立場となって、基本動作や ADL の理解につながることを目指す。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (30分)	○介護を要する利用者の状態像	介護の対象となる者とその状態像の説明をする。 あわせて高齢者の心身特徴(変化)も理解できるようにする。	講義
テーマ2 (30分)	○ADL における基本的な介護技術 ・食事	食事の意味・介助時の留意点を伝える。 準備すべき用具・介助の手順(方法)・用具の使用法を説明	講義 演習
テーマ3 (30分)	○ADL における基本的な介護技術 ・排泄	排泄の意味(役割)・介助時の留意点を伝え、羞恥心への配慮を理解する。 準備すべき用具・介助の手順(方法)・用具の使用法を説明	講義 演習
テーマ4 (30分)	○ADL における基本的な介護技術 ・入浴	入浴の意義(効果)・介助時の留意点を伝える。 準備すべき用具・環境整備・介助の手順(方法)・用具の使用法を説明	講義 演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ5 (30分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・更衣	更衣の意義(目的)・介助時の留意 点を伝える。 工夫された衣類・自助具等の説明 介助の手順(方法)を説明	講義 演習
テーマ6 (20分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・整容	整容・身だしなみを整える意義(意 味)・介助時の留意点を伝える。 用具の紹介・説明 介助の手順(方法)を説明	講義 演習
テーマ7 (30分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・移動・移乗	移動・移乗の意義と廃用症候群の 予防 介助時の留意点を伝える 用具の説明・介助の手順(方法)を 説明 車いすの取り扱いについて	講義 演習
テーマ8 (20分)	○ADL における基本的な介護 技術 ・コミュニケーション	コミュニケーションの意義 介護におけるコミュニケーション のポイント・留意点を伝える。 用具の紹介・説明	講義 演習
まとめ (15分)	介護を要する利用者像の理解 基本的な介護技術における留意 事項の確認	目的・到達目標の理解度確認	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 可能な限り福祉用具を活用した介護の手順(方法)等について、福祉用具を見る・触れることで理解を深められることが望ましい。

(11) 確認ポイント

- | |
|--|
| ☐ 介護を要する利用者の状態像を理解できている。
☐ ADL ごとの意義や目的を理解できている。
☐ ADLに関連する介護技術を理解できている。
☐ 目的に合わせた介護技術の提供に用いる福祉用具の役割を列挙できる。 |
|--|

3.5 住環境と住宅改修

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 2時間

(3) 講師要件

- ・ 理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者、福祉用具プランナー等、1級・2級建築士、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。

(5) 到達目標

- ・ 高齢者の住まいの課題を列举できる。
- ・ 住環境の整備のポイントを列举できる。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。

(6) 内容

- 高齢者の住まい
 - ・ 住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題
- 住環境の整備
 - ・ 住環境整備の考え方
 - ・ 基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等)
- 介護保険制度における住宅改修
 - ・ 住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等

(7) 事前準備と心構え

- ・ 受講者が初めて学ぶ項目であることや演習を含めて2時間であることを踏まえて基礎知識の理解に努める。家屋の困難である個所が列举でき、それに対しての基本的な対策を理解できるようにする。細かな位置や寸法、図面の書き方などは、今後の社員教育や自己研鑽で学ぶ必要性があることを受講者に伝え、意識を高めるように促すことが望ましい。
- ・ 受講者にとって、主に介護保険制度での住宅改修を学ぶ講義であることを理解するためにも、介護保険制度における住宅改修の種類、目的や仕組みを最初に説明する。進行の流れは「(9)

講義・演習の進め方」を参考にする。また、住宅改修の工事方法など建築の専門分野の内容に
 広げすぎず、基礎的知識に留めるようにする。

(8) 指導の視点

- ・ 介護保険制度の概要説明は、「2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み」で述べられていることから、本科目では介護保険住宅改修に特化して目的や範囲、手続きについて説明する。
- ・ 日本家屋の特徴や構造が、高齢者や障害者にとってどのように生活に影響しているかについて説明する。また、浴室などで起こるヒートショック現象など、住環境と身体への影響についても最近の動向を交えて説明することが望ましい。
- ・ 主に高齢者の症状や疾患による転倒などの危険を予測できるような視点が必要である。例えば、膝の痛みと関節に制限がある場合は、段差の昇降に困難さがあるということを、疾病や症状と関連付けて説明する。
- ・ 専門的な建築用語などは、多職種間で連携するための共通言語として必要最低限に留めるようにする。
- ・ 演習については演習教材を活用し、提示されている解決策(案)のイラストをもとに、住環境整備を検討する際に目的・利用者・介護者・住環境・他の福祉用具の各視点においてどのような確認事項が必要となるかを理解できるようにする。

<他科目との関係性>

- ・ 「3.1 からだとところの理解」「3.2 リハビリテーション」「3.3 高齢者の日常生活の理解」「3.4 介護技術」で学んだ内容を踏まえたうえで、介護保険制度における住宅改修の目的や仕組み等が理解できるよう指導する。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝えたい で、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (20分)	○介護保険制度における住宅改修	介護保険制度による範囲と制度利用についての流れを、最新情報を踏まえて説明する。	講義
テーマ2 (20分)	○家屋の特徴・構造・間取り・設備等	日本家屋の基本構造、間取りや図面の見方、生活環境全般の設備、高齢者の特徴との関連について説明する。	講義
テーマ3 (30分)	○住環境整備の方法	住宅改修の種目別や生活場面ごとの整備技術をイラストや画像を活	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		用し説明する。	
テーマ4 (35 分)	○住環境整備の検討に必要な 解決策の提案と目的・利用者・ 介護者・住環境・他の福祉用具 の各視点における確認事項の 共有	3分:演習方法の説明 「練習事例」を配布する。 ワークシートの構成、検討の視 点、検討結果の記載方法・内容 について説明する。 7分:個人ワーク 「演習事例1～4」いずれかの ワークシートを配布する。「練習 事例」を踏まえて受講者個人で の各視点からの確認事項の発想 を促す。(確認事項の視点は講師 向けの解説例を参考にする。) 20 分:グループワーク 個人ワークで検討した内容をグ ループで共有し、受講者同士で 確認事項を共有するとともに、 グループとして利用者にとって よりよい住環境整備案をまとめ る。 5分:発表・まとめ グループでまとめた住環境整備 案を全体に向けて発表する。 発表にあたっては各視点からの 確認事項を中心に発表を促す。 講師は講師向け解説例を基に、 各発表の講評をする。 最後に解答例を配布し、講師が 解説をする。	演習
まとめ (10 分)	到達目標の確認 質疑応答	目的や到達目標の理解度を確認 の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 演習教材 住環境と住宅改修

(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)

https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/housing_renovation_s.pdf

(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

(11) 確認ポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 日本家屋の特徴や高齢者の住まいについての課題を理解できている。☐ 生活場面ごとの整備のポイントを理解できている。☐ 介護保険制度での住宅改修を理解できている。☐ 住まいの課題を解決することで、自立支援や介護負担軽減につながっていることを理解できている。 |
|---|

4. 個別の福祉用具に関する知識・技術

4.1 福祉用具の特徴

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 8時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。
- ・ 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。
- ・ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列举できる。

(6) 内容

○ 福祉用具の種類、機能及び構造

※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴

(7) 事前準備と心構え

- ・ 担当する分野(起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具等)の福祉用具の種類、機能、構造について十分に理解したうえで講義を行う。
- ・ 本科目は福祉用具の導入により生活を支えるための知識及び技術を学ぶことが目的であるため、それぞれの福祉用具の評価や批評的な講義にならないよう配慮する。
- ・ 介護負担の軽減のみに焦点が偏らないよう配慮し、自立支援や介護予防の視点も重要であることが理解できるようにする。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具の種類ごとに、基本的動作や日常の生活場面も踏まえ、なぜそのような機能及び構造になっているのかについて理由を添えて説明する。
- ・ 福祉用具の種類や機能及び構造は日々進化するとともに、様々なテクノロジーを搭載した新たな福祉用具も開発されているため、最新の情報を常に提供できるようにする。
- ・ 福祉用具を安全に使用するために福祉用具の機能及び構造における注意事項等を理解し、利用者に説明できるよう、例えば、受講者同士のシミュレーションなどの演習を通して理解を深められるようにすることが求められる。
- ・ 担当講師の個人的見解により、それぞれの福祉用具自体の良し悪しを伝えることは好ましくないため、良し悪しではなく、それぞれの福祉用具における特徴として伝えるよう留意する。
- ・ 福祉用具の種類ごとに、使用場面で想定される基本的動作などを、可能な限り受講者個々が体験できるような演習を行うことが望ましい。
- ・ 起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具等に分けて講義を行うことが想定されるが、どの領域においても受講者が理解しやすいように専門用語の言い換え等を行い工夫することが望ましい。
- ・ 可能な限り福祉用具の機能や構造に関する特徴、注意事項等について、福祉用具を見る・触れることで理解を深められることが望ましい。福祉用具に触れる機会がない場合には、福祉用具の特徴について理解が深まるよう、基本的動作や生活場面を踏まえ、福祉用具の製造業者等の動画を活用するなどの工夫をすることが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ 「4.2 福祉用具の活用」につながる知識となるように配慮する。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

《特殊寝台、特殊寝台付属品の例(60分)》

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (10分)	○起居動作の理解	基本的動作を生活場面も踏まえて説明する。	講義・演習
テーマ2 (5分)	○起居関連用具とは ○特殊寝台について ○特殊寝台付属品について	起居関連用具の目的と役割について説明する。	講義
テーマ3 (15分)	○特殊寝台の種類 ・機能の特徴	特殊寝台の種類(最新の情報を含め)の違いと目的や役割を説明する。	講義・演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・構造の特徴 ・機能及び構造の注意事項	る。それぞれの機能や構造について、基本的動作や生活場面を踏まえ解説する。また、機能及び構造の注意事項を含める。	
テーマ4 (20分)	○特殊寝台付属品の種類 ・機能の特徴 ・構造の特徴 ・機能及び構造の注意事項	特殊寝台付属品の種類(最新の情報を含む)の違いと目的や役割を説明する。それぞれの機能や構造について、基本的動作や生活場面を踏まえ解説する。また、機能及び構造における注意事項を含める。	講義・演習
まとめ (5分)	起居関連用具のまとめ	目的、到達目標の理解度の確認の機会とする	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 可能な限り福祉用具の機能や構造に関する特徴、注意事項等について、福祉用具を見る・触れることで理解を深められることが望ましい。
- ・ 基本的動作などは、イメージが湧くように動画を活用することが望ましい。
- ・ 福祉用具の種類などは、イメージが湧くように、福祉用具のカタログや動画を適切に活用することが望ましい。特に機能や構造、機能及び構造における注意事項については、動画を適切に活用することでより理解を深められることが望ましい。
- ・ 外部の動画を活用される際には、著作権、肖像権等に十分に配慮し出典の明記、または使用の許諾などを得ることが必要である。。

(11) 確認ポイント

- ☐ 福祉用具の機能及び構造における注意事項を説明できる。

《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》

☐ 特殊寝台の役割が理解できている。

☐ 特殊寝台の導入で気を付けるべき視点(寝かせきりにしてしまうことなど)を理解できる。

☐ モーターの数とベッドの機能と使用の特徴を理解できる。

☐ 特殊寝台付属品の目的、機能と使用の特徴を理解できる。

4.2 福祉用具の活用

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 8時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。

(5) 到達目標

- ・ 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。

(6) 内容

- 各福祉用具の選定・適合技術
 - ・ 福祉用具の選定・適合の視点と実施方法
 - ・ 福祉用具の組み立て・使用方法
- 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法

(7) 事前準備と心構え

- ・ 担当する分野(起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具等)の福祉用具の選定、適合技術、利用方法について十分に理解したうえで講義を行う。
- ・ 「4.1 福祉用具の特徴」との整合性を持った講義及び演習の資料及び内容にする。
- ・ 担当する分野の福祉用具の事故事例等を把握し、講義に含めることが望ましい。

(8) 指導の視点

- ・ 「4.1 福祉用具の特徴」で福祉用具の機能や構造を理解したうえで、利用者の状態像を踏まえた福祉用具の選定・提案の考え方について理解を深めるため、本科目では「講義」を含めて指導を行う。
- ・ 福祉用具の種類別に「4.1 福祉用具の特徴」で学んだ内容(基本的動作や生活場面を含め)を

踏まえ、選定の基本的なポイントを説明する。

- ・ 選定後の適合技術において、利用者の身体状況、使用環境等を踏まえた内容にする。
- ・ 福祉用具の使用手法等については、身体状況、状態像等を踏まえた手順、手法等について理由も含め説明する。
- ・ 福祉用具によっては組み立て方やセッティングの方法も含めて説明する。
- ・ 事故につながってしまう利用方法なども伝え、安全・安心な福祉用具の使用に対する重要性が理解できるようにする。
- ・ 適合技術などもイラスト、写真、動画などを活用し、理解を深められるようにすることが望ましい。
- ・ 組み立て方、セッティング、使用方法など、手順、手法について、演習(動画など)を通して伝える。
- ・ 可能な限り福祉用具の組み立て、使用方法、事故事例、好ましくない事例、注意事項等などについて、実際に福祉用具を見る・触れる・体験することで理解を深められることが望ましい。福祉用具に触れる機会がない場合には、福祉用具の製造業者、福祉用具関連団体、企業等の動画を適切に活用するなどの工夫をすることが望ましい。
- ・ オンラインで講義を行う場合には、スムーズな演習を行うため、映像に死角が生じないように配慮して事前に撮影及び編集した動画を活用することが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ 「4.1 福祉用具の特徴」との整合性を持った講義内容及び演習にする。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

《特殊寝台、特殊寝台付属品の例(60分)》

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (15分)	○特殊寝台の選定技術 ○特殊寝台の適合技術	福祉用具の特徴を踏まえた選定技術、利用者の身体状況及び介護状況、使用環境を踏まえた適合技術を伝える。	講義・演習
テーマ2 (15分)	○特殊寝台の組み立て・使用方法 ○事故事例、好ましくない事例、注意事項など	利用者の身体状況及び状態像を踏まえ、手順、使用方法を伝える。 事故につながるような利用方法について説明する。	講義・演習
テーマ3 (5分)	○特殊寝台付属品の選定技術 ○特殊寝台付属品の適合技術	福祉用具の特徴を踏まえた選定技術、利用者の身体状況及び介護状況、使用環境を踏まえた適合技術	講義・演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
		を伝える。	
テーマ4 (15分)	○特殊寝台付属品の使用方法 ○事故事例、好ましくない事例、注意事項など	利用者の身体状況及び状態像を踏まえ、手順、使用方法を伝える。 事故につながるような利用方法について説明する。	講義・演習
まとめ (5分)	起居関連用具のまとめ	目的、到達目標の理解度の確認の機会とすること	講義

(10) 教材・参考資料

- 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
- 動画を使用する際には、情報量が多く、手順や細かな内容を把握できないケースが生じやすいことから、例えば、動画で説明する内容をシーン別に静止画として切り出してまとめたマニュアル等を作成し、動画と併せて活用するなど、使用方法等の理解を深める工夫が望まれる。
- 外部の動画を活用する際には、著作権、肖像権等に十分に配慮し出典の明記、または使用の許諾などを得ることが必要である。

(11) 確認ポイント

☐ 福祉用具の選定・提案の視点を説明できる。 《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》 ☐ 特殊寝台と大転子との関係を理解できている。 ☐ 背上時のポイント(膝上げから背上げ、背抜きなど)について理解できる。 ☐ 起き上がり動作の手順・留意事項を理解できる。 ☐ マットレスの硬さの違いと選定にあたっての留意事項を理解できる。 ☐ 身体拘束の視点(サイドレールやベッドの配置など)を理解できる。 ☐ 特殊寝台の事故事例(はさみ込みなど)を理解できる。

4.3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 1.5時間

(3) 講師要件

- ・ 理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、介護機器相談指導員、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具を安全に利用するうえで必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。
- ・ 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と重大事故報告の義務と流れを理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。
- ・ 福祉用具を安全に利用するうえでの留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例示できる。

(6) 内容

- 福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法
 - ・ 消費生活用製品安全法における重大事故の通知・報告から公開までの流れ
 - ・ 指定基準による事故対応と報告
 - ・ 重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集
- 福祉用具事業者の事故報告義務
 - ・ 事故報告の仕組みと事故報告様式
 - ・ 事故要因分析と再発防止策
- 危険予知とリスクマネジメントの取組
 - ・ 福祉用具を安全に利用するうえでの留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故)
 - ・ 様々な福祉用具を組み合わせ活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測
※演習と組み合わせる

(7) 事前準備と心構え

- ・ 福祉用具による事故について、情報公表機関のホームページ等で最新の事故内容や要因について傾向を把握しておく。

- ・ 福祉用具貸与計画等の「留意事項」にて、福祉用具の利用における注意事項の記載及び説明を行うため、福祉用具貸与計画等の書式や運用、記載内容を理解しておく。
- ・ モニタリング時に安全利用における状況確認や改めて注意喚起を行うため、モニタリングの運用やモニタリングシートの記載内容を把握しておく。

(8) 指導の視点

- ・ 実際の介護場面に潜む危険の予測(危険予知トレーニング)とその考え方について説明する。
- ・ 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れについて説明する。
- ・ 特に事故リスクの高い事例(状態:認知症・老老介護・独居、種目:電動車いす・特殊寝台・リフトなど電動系の種目)を明示し、具体的な事故事例等を交えてリスクマネジメントの重要性を高められるように説明する。
- ・ 事故の発生は利用者だけでなく、貸与事業者や従業員への損害も与えてしまうことを伝える。
- ・ 演習で行うことを事前に説明し、受講者がその心構えを持って講義を受けられるようにする。
- ・ グループワークでは、危険予知トレーニングの活用や、イラストによるヒヤリハット研修教材を活用する。用具の種目ごとに起こりえるヒヤリハットや事故について整理するため、講義でも実際の福祉用具を用いて説明することが望ましい。

<他科目との関係性>

- ・ この後の「5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用者の支援に関する知識及び支援に関する総合演習」に関連するため、講義内容を把握しつながりを意識して伝える。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。 事故増加の傾向、また事故発生により利用者や事業者が大きな損害を受けること、また福祉用具専門相談員の取組により未然に防げるものがあるということを伝える。	—
テーマ1 (10分)	○福祉用具の事故とその要因 ・ 留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故) ・ 種目別の起こりやすい事故 ・ ヒヤリハット事例	最新の事故情報や統計資料を提示し、特に発生することが多い事故事例を説明することが望ましい。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ2 (10分)	○福祉用具事業者の事故報告義務 ・ 事故報告の仕組みと報告様式 ・ 情報収集の重要性と具体的方法 ・ 事故要因分析と再発防止策	福祉用具の事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れを説明する。 実際の自治体における報告範囲や報告書を示して具体的に説明する。	講義
テーマ3 (20分)	○危険予知とリスクマネジメント ・ 利用者の特性における事故リスク ・ 搬入・設置時の商品確認 ・ 利用者への注意事項説明 ・ モニタリングでの確認 ・ 多職種連携による事故予防 ・ 貸与事業所による品質管理	特に事故リスクが高い事例を明確にする。(認知症・老老介護・独居・電動系の種目など) 一部実機を用いて、モニタリングでの点検や再説明のポイントを示す。 また他サービスとどのように連携すべきか具体的に解説する。	講義
テーマ4 (40分)	○起こりえる事故やヒヤリハット	5分:演習方法の説明 「練習事例」を配布する。 ワークシートの構成、検討の視点、検討結果の記載方法・内容について説明する。 10分:個人ワーク 「演習事例1～4」いずれかのワークシートを配布する。「練習事例」を踏まえて受講者個人での気づきを促す。(気づきの視点は講師向けの解説例を参考にする) 20分:グループワーク 個人ワークで検討した内容をグループで共有し、受講者同士で気づきを共有する。 5分:発表・まとめ グループの中から代表者を決め、全体に向けて発表する。 講師は講師向け解説例を基に、各発表の講評をする。 最後に解答例を配布し、講師が解説をする。	演習

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
まとめ (5分)	目的・到達目標の振り返り、理解度の確認	利用者の自立を支援するその前提として事故を予防する必要がある、それに取り組みたいと思わせる動機づけを行う。	講義

(10) 教材・参考資料

<情報収集関連>

- 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れ
 - 厚生労働省 第4回介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会「参考資料2 施策関係参考資料」(P.8)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000942766.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 老健局が実施する検討会等 > 第4回介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会に関する資料)
- 福祉用具における事故の傾向や統計資料(各業界団体等の情報)
 - 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
<https://www.nite.go.jp/index.html>
 - 公益財団法人テクノエイド協会
<https://www.techno-aids.or.jp/>
 - 一般社団法人日本福祉用具供給協会
<https://www.fukushiyogu.or.jp/>
 - 一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)
<https://www.jaspa.gr.jp/>
- 直近での事故事例の一覧(各業界団体等の情報 ※上記参照)
- 一般社団法人日本福祉用具供給協会「福祉用具貸与事業所向けの事故報告書(案)」
https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2022_houkokusyo.html
(一般社団法人日本福祉用具供給協会 トップページ > お役立ち資料 > 資料詳細 > 介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業 報告書)
- 厚生労働省「介護保険施設等における事故の報告様式等について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001342369.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険最新情報掲載ページ > 介護保険最新情報 Vol.1332)

<啓発資料等>

- 福祉用具の留意点(種目全般、種目別)
 - 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
- 一般社団法人日本福祉用具供給協会「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」

- ・ https://fukushiyogu.or.jp/guide/detail_2023_houkokusyo.html
(一般社団法人日本福祉用具供給協会 トップページ > お役立ち資料 > 資料詳細 > 介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業 報告書)
- ・ 各業界団体からリリースされている福祉用具の事故予防に関する啓発資料

<演習教材>

- ・ イラストによるヒヤリハット研修教材
 - 公益財団法人テクノエイド協会 福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報 研修教材
<https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/teaching.php>
(テクノエイド協会 ホーム > 福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報 > 研修教材)
- ・ 演習教材 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/risk_management.pdf
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

<動画(担当講師向け)>

- ・ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
<https://www.youtube.com/watch?v=jrIuI0dcuck>
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

(11)確認ポイント

- | |
|---|
| ☐ 事故情報の公表機関や収集方法を理解できている。
☐ 事故発生時の対応や報告の進め方を理解できている。
☐ 代表的な重大事故やその要因、ヒヤリハット事例を列举できる。
☐ 事故予防のためのモニタリングでのチェックポイントを把握できている。
☐ 利用者への説明の際のコミュニケーションにおける注意点を把握できている。 |
|---|

5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習

5.1 福祉用具の供給とサービスの仕組み

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 3時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れ、及びサービス提供を行ううえでの留意点について理解する。
- ・ 清潔かつ安全で適切な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。
- ・ 介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。
- ・ 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。

(6) 内容

- 福祉用具の供給やサービスの流れ
 - ・ 介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売)
 - ・ 福祉用具の供給(サービス)の流れ
- 福祉用具サービス提供時の留意点
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応
 - ・ 介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否
 - ・ 介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等
- 福祉用具の整備方法
 - ・ 清潔かつ安全で適切な機能を有する福祉用具提供のための消毒、正常に機能するための保守点検等の方法と留意点

(7) 事前準備と心構え

- ・ 令和6年度から導入された一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制における種目及び貸与と販売の選択に伴うプロセスについての知識を修得しておく。
- ・ 指定講習実施時点における最新の制度に基づいた講義が行えるようにする。

(8) 指導の視点

- ・ まだ実務に就いていない受講者にはイメージがつきにくいパートとなる。各項目における背景や目的をしっかりと伝え、またゆっくり進行し何度か復唱するなど理解が深められるような講義進行を心掛ける。
- ・ 福祉用具の整備方法や消毒について、外部委託型の事業者では実務で触れることがないため、本科目の講義で内容を把握できるように伝える。

<他科目との関係性>

- ・ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の種目については、「1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割」で概略を学んでいるが、本科目ではより詳細に理解できるよう心掛ける。
- ・ 介護保険のサービスについては、「2. 介護保険制度等に関する基礎知識」で概略を学んでいるが、本科目ではより詳細に理解できるよう心掛ける。
- ・ 福祉用具の整備・点検については前段の「4. 3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」に関連する内容であるため、改めて内容を振り返り関連性を持たせる。
- ・ 本科目はこの後の「5.2 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」につながる内容であり、総合演習を成立、充実させるための重要なパートであることを認識したうえで講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (10 分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。 福祉用具は利用者への提供、回収、保管まで様々なプロセスを経て効果を発揮することを説明する。	—
テーマ2 (20 分)	○介護保険制度での福祉用具サービス ・対象種目 ・介護保険のサービス ・都道府県による事業者の指定	居宅サービスの一つである福祉用具はケアマネジメントのもとで提供されることを説明する。 対象種目については振り返り	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・福祉用具専門相談員の要件	となるが、ここでは実機と照らしながら説明する。	
テーマ3 (30分)	○福祉用具の供給やサービスの流れ ・提供プロセス ・PDCA サイクル ・サービス提供時の留意点	提供プロセスはフロー図を用いて項目立てて整理する。 特に PDCA サイクルについては時系列に沿って、丁寧に時間をかけ理解が深まるよう説明する。	講義
テーマ4 (30分)	○福祉用具サービス提供時の留意点 ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示 ・要支援、要介護1の者等への給付制限と例外給付 ・貸与・販売の選択制 ・介護施設、高齢者住宅の区分に応じた福祉用具サービスの提供可否	まだ実務に就いていない受講者には特に複雑でイメージが付きにくい項目となる。可能な限りゆっくり進行し何度か復唱するなど理解が深まるように丁寧な講義を行う。	講義
テーマ5 (20分)	○介護支援専門員及びその他の専門職との連携 ・チームアプローチ ・課題や目標の共有 ・事故予防とリスクマネジメント	「2.2 介護サービスにおける視点」でも学んでいる部分であるが、ここではチーム連携におけるより具体的な事例(効果があった事例や連携が不足した事例等)を交えて説明することが望ましい。	講義
テーマ6 (20分)	○補装具及び日常生活用具給付制度 ・補装具について ・日常生活用具について ・介護保険制度との関連性	補装具・日常生活用具について、介護保険制度との関連や制度を可能な限り実務的な内容として説明する。	講義
テーマ7 (20分)	○福祉用具の整備方法(消毒) ・消毒の意義と必要性 ・自社完結型と外部委託型 ・福祉用具の消毒方法	消毒薬の種類を一つ一つ説明する時間はないため、優先順位をつけ概略が理解できるよう説明する。	講義
テーマ8 (20分)	○福祉用具の整備方法(保守点検) ・保守点検における福祉用具貸与事業者の責任	福祉用具専門相談員による福祉用具の搬入・組み立て・設置時の安全確認が重要であることを伝える。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・保守点検の方法についての留意点		
まとめ (10分)	目的・到達目標の振り返り、理解度の確認	消毒や保守点検などの業務内容を理解し、利用者に説明する必要があることを伝える。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 貸与・販売の選択制について制度の目的、対象種目や判断プロセスなどの資料
 - 厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」
「1.(8)① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入」(p.59)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230633.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について)
 - 厚生労働省「福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
 - 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)

(11) 確認ポイント

☐ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を理解できている。 ☐ 貸与・販売種目の中でも一部例外的な扱いをするものを理解できている。 (自動排泄処理装置の種類による要介護の違い、貸与と販売を組み合わせるものなど) ☐ 例外給付の対象となる3つの条件を説明できる。 ☐ 貸与・販売選択制の対象種目や判断プロセスを理解できている。 ☐ 貸与・販売選択制における貸与と販売それぞれのメリット・デメリットを説明できる。 ☐ 福祉用具の整備の意義とポイントについて説明できる。
--

5.2 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用

(1) 形式

- ・ 講義・演習

(2) 時間

- ・ 10 時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。
- ・ 利用者の導入後の状況を確認し、利用目標の達成状況を確認するモニタリングの重要性と方法を理解する。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。
- ・ 事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を修得し、PDCA サイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。
- ・ 多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、概説できる。
- ・ モニタリングの意義や方法を概説できる。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。
- ・ 個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。

(6) 内容

- 福祉用具による支援と PDCA サイクルに基づく手順の考え方
 - ・ アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付
 - ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性
- 福祉用具貸与計画等の意義と目的
 - ・ 記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント)
- 福祉用具貸与計画等の記載内容
 - ・ 利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等)
- 福祉用具貸与計画等の活用方法
 - ・ 利用者・家族や多職種連携による情報共有とチームアプローチ
- モニタリングの意義と方法
 - ・ モニタリングの意義・目的
 - ・ モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等)
- 状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)
- 事例による総合演習
 - ・ 事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習
 - ・ 利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の分かりやすい説明及びモニタリングに関するロールプレイング

※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。

※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は、福祉用具専門相談員の実務に直結する重要な内容となるため、講義のはじめには、これまでに学んだ知識全体を振り返りながら実際に福祉用具貸与計画等を作成する、指定講習の集大成となる科目であることを伝えけるとともに、PDCA サイクルに基づく福祉用具サービスの提供プロセスについて理解を深めてもらうことが最も重要であることを、受講者に丁寧に伝える。
- ・ 福祉用具貸与計画等の記載事項は、介護保険制度改正により改定されることがあるため、講師は最新の介護保険制度を把握しておく。
- ・ 本科目では、講義と演習を効果的に組み合わせ、一体的に実施することで受講者の理解を促せ

るよう、事前に時間配分を綿密に構成し、余裕を持った進行が行えるようシミュレーションを行うことが望ましい。

- ・ 講義時間が限られているため、演習では福祉用具貸与計画等やモニタリングシートを一から記載すること自体に時間が割かれずに配慮すること。福祉用具貸与計画等の基本情報や複数提案に係る部分は記載例を示して解説し、利用目標や選定理由、留意点については受講者自身で考えて記載してもらうなど、使用する演習ツールにも工夫を凝らす必要がある。
- ・ 演習は、利用者及び家族に対して福祉用具貸与計画等の内容を説明し同意を得るロールプレイや、受講者同士のペアワークやグループワークによる福祉用具貸与計画等の内容の検討と発表などを想定して実施することが望ましい。
- ・ また、福祉用具貸与計画等を説明するロールプレイは1グループ3～4名とし、福祉用具専門相談員役、利用者役、家族役に加えて、評価担当者を設定することが望ましい。評価担当者はロールプレイの良かった点や、より良くするための改善提案をフィードバックし、受講者同士で気づきを得るようにする。(受講者数によっては、家族役が評価担当者を兼ねても良い)
- ・ ロールプレイについて、特に初めて実施する受講者は気恥ずかしさを感じることもあるため、講師がその一部をやってみせてイメージを与え、取り組みやすい雰囲気をつくるよう心掛ける。
- ・ 演習において双方向によるコミュニケーションを促すうえで、既に福祉用具貸与・販売事業所に所属し一定の知識と経験を持つ受講者と、本科目で初めて福祉用具貸与計画等を作成する受講者がいることに十分配慮し、ペアやグループを組成することが望ましい。
- ・ 受講人数が多い場合は、演習を補佐できる福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー等をファシリテーターとして準備することも検討する。
- ・ 本科目の講義のまとめでは、指定講習カリキュラム全体を締め括る総括としての意味合いから、全体内容を振り返るとともに、改めて指定講習で修得した知識・技術は専門職として兼ね備えておく基本的な内容であり、今後は OJT を通じて経験を積み上げながら、福祉用具専門相談員として継続的なスキルアップに努める必要があることを受講者が課題として認識できるよう伝える。

(8) 指導の視点

- ・ 実際の介護現場では、利用者への複数の福祉用具の提案や介護支援専門相談員をはじめ多職種との協働、福祉用具貸与計画等の説明と同意といったように、多くの場面でコミュニケーション能力が必要となることから、本科目の演習は、受講者自身が作成した福祉用具貸与計画等の内容や作成において重視した点を他者にアウトプットできるようになるための機会として捉え、双方向でのコミュニケーションを促すことが望ましい。
- ・ 演習において個人ワークやグループワークが滞っている受講者には目配りと声掛けを行い、講師と受講者又は受講者同士の双方向によるコミュニケーションを促し、能動的な学びの場をつくるよう心がける。

<他科目との関係性>

- ・ 「4.3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」と関連付けて事故防止のうえでの福祉用具サービス計画作成とモニタリングであることを意識した講義・演習を行う。
- ・ 本科目が指定講習を通じて学んだ知識の総復習であり、福祉用具専門相談員としての実務とし

て必要となる基本的な技術となることを意識して講義・演習を行う。

(9) 講義・演習の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示しします。講義・演習の内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (20分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義目的と到達目標の共有 講義と演習の関連性や進め方	本科目を学ぶ意義を伝えたいうえで、目的と到達目標を共有する。 PDCAのプロセスを学ぶ集大成としての科目であることや、研修の流れや、休憩を含めた1日の全体像を丁寧に説明する。	—
テーマ1 (60分)	○福祉用具による支援 PDCA サイクルに基づく手順の考え方 ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ○モニタリングの意義と方法	講義のはじめに、多職種連携とチームアプローチの重要性を交えて、福祉用具サービスのPDCAプロセスの全体像を理解できるよう総論として講義する。 各様式の記載内容やポイントについては後に講義する。 福祉用具貸与計画等の意義と居宅サービス計画との関係性、モニタリングの意義や目的、方法を、具体的な活用方法も交えながら講義する。	講義
テーマ2 (40分)	○福祉用具サービス計画書(基本情報)について ・アセスメント ・記載内容と作成のポイント	利用者・家族、他職種からの情報収集の方法などアセスメントの重要性を説明する。 収集した情報に基づき、(基本情報)に記載すべき内容について講義する。	講義
テーマ3 (40分)	○福祉用具サービス計画書(選定提案)について ・記載内容と作成のポイント	機能や価格帯の異なる福祉用具を複数提案し、利用者自身の選択を支援する重要性を伝える。 全国平均価格の説明とあわせて、上限価格についてもできれば説明する。	講義
テーマ4	○福祉用具サービス計画書	記載すべき内容と作成のポイン	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
(40 分)	(利用計画)について ・ 記載内容と作成のポイント ・ 記載方法 ・ 福祉用具の安全利用に関する ・ 留意点欄の活用方法の重要性 ・ について ・ 説明と同意、交付について	トの説明とともに、利用目標と選 定理由の基本的な記載方法につ いて説明する。 福祉用具を安全に利用するた めに特に注意が必要な事項など、 関係者間で共有すべき情報を留 意点に記載し説明することの重 要性を講義する。 記載例から、利用目標、選定理 由、留意点の具体的な文言を確 認する。	
テーマ5 (40 分)	○モニタリングシートについて ・ 記載内容と作成のポイントモ ニタリング実施時期 ・ 利用目標の達成状況の確認 ・ 貸与継続の必要性の検討 ・ 貸与・販売選択制の商品に関 する検討 ・ モニタリング記録の交付義務	記載内容と作成のポイント、モニ タリング記録の実施時期や交付 義務を講義する。 利用目標の達成状況の確認方法 や貸与継続の必要性の考え方を 説明する。 記載例から、貸与継続の場合と、 計画の変更の検討が必要となる ケースについて、今後の方針と 理由、総合評価等の具体的な記 載例を確認する。	講義
テーマ6 (110分)	○総合演習1 軽度事例：廃用症候群 認知症等	一事例につきアセスメントからモ ニタリングまでの一連を演習す ることで、PDCA の各プロセス の理解を促すよう心掛ける。 本演習で初めて福祉用具貸与計 画等を作成する受講者が多いこ とに留意し、発表内容の評価は 批判的にならないように留意す る。	事例説明 (30 分) 個人ワーク (30 分) ペアワーク (30 分) 発表・総括 (20 分)
テーマ7 (60 分)	○総合演習2 福祉用具貸与計画等の分かり やすい説明 総合演習1で作成した利用計 画を利用者に説明するロール プレイ	1グループ3～4名 (福祉用具専門相談員役、利用者 役、家族役、評価担当者) ※家族役が評価担当者を兼ねて も良い。 評価担当者はロールプレイの良	ロールプレ イ

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	・ 専門用語を使わず高齢者に伝わりやすい説明 ・ 病名やできないこと、今後の ADL 低下の発信を控え、福祉用具利用目標に沿った前向きな説明 ・ 家族の介護負担への配慮 ・ 説明のスピードや声のトーン、表情など	かった点、より良くするための改善提案をフィードバックする。 役割を変えて3回実施(時間に応じて調整) 講師は適宜各グループのロールプレイに混じり、最後に総評を行う。	
テーマ8 (110分)	○総合演習3 中重度事例:脳血管疾患 末期がん等	総合演習3では、多職種連携の重要性が理解できる内容とし、例えばモニタリング時に利用者状況に変化が生じ、福祉用具貸与計画等の見直しが必要となる事例を用いて、PDCAのA(アクション)についても理解を促す。	事例説明 (30分) 個人ワーク (30分) グループワーク (30分) 発表・総括 (20分)
テーマ9 (60分)	○総合演習4 モニタリングシートの作成 ・総合演習3の事例について 6か月後のモニタリングを想定	総合演習3の事例について、6か月後の状況を講師が設定し、受講者に説明する。 (例)ADL 低下による床ずれリスクの発生等 一部が空欄になっている演習用のモニタリングシートに、受講者が一部の項目を記載する。 (例)床ずれリスク発生における、「利用者等の変化」や「総合評価の項目」等の記載	演習
まとめ (20分)	目的・到達目標の振り返り、理解度の確認 指定講習受講後の自己研鑽課題の認識の促し	全体内容の振り返りとともに福祉用具専門相談員が果たす役割、また継続的に研鑽することの必要性を説明し、自覚を促す。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 「福祉用具のサービス提供における PDCA の適切な実践等について」、令和6年3月21日付け
厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001238203.pdf>
- ・ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
「福祉用具サービス計画書作成ガイドライン」改訂版(令和7年3月)
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/guideline.pdf
- ・ 厚生労働省「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285654.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修)
- ・ 福祉用具貸与事業所等のカタログ(演習で使用)
- ・ ふくせん版「福祉用具サービス計画書」「モニタリングシート」
https://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ 介護保険対応 ふくせん版「介護保険サービス計画書」「モニタリングシート」)

<動画(担当講師向け)>

- ・ 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用
(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)
<https://www.youtube.com/watch?v=u7xtrqduh9I>

(11) 確認ポイント

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 福祉用具による支援の手順を PDCA に沿って概説できる。☐ 福祉用具貸与計画等の記載項目の意味と内容を概説でき、記載ポイントを説明できる。☐ 利用者個々の状況に応じた利用目標の設定や選定について、重要性を理解できている。☐ 利用計画の留意点欄を福祉用具安全利用につなげる重要性と方法を理解できている。☐ モニタリングの意義となる目標達成状況確認と貸与継続の必要性の検討について理解できる。☐ 福祉用具貸与計画等、モニタリング記録の交付義務を理解できている。☐ 演習の事例を通じて、医療職からの情報収集や他の職種との協働と連携の必要性和重要性を理解できている。☐ 継続してスキルアップしていくことの必要性を、受講者自身の課題として理解できている。☐ 指定講習受講後も継続した研鑽により、受講者自身が目指すべき目標が設定できている。 |
|--|

6. 本カリキュラムの全体像および確認ポイントのまとめ

本カリキュラムの全体像および確認ポイントをまとめています。チェックシート形式にしていますので、受講者に配布いただき、各科目修了時の理解度の確認や、修了評価前の復習に活用ください。また、受講後に現場で再度学びたいことなどをメモ欄に記載して、各福祉用具貸与事業所での OJT を通じた振り返りなどに活用ください。

	科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
制度等について学ぶ	1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		
	1.1 福祉用具の役割	☐ 超高齢社会において、住環境整備、中でも福祉用具の役割は極めて重要であることを(将来的な視点も含めて)理解できている。 ☐ 福祉用具は高齢者のみが使うものではないこと(障害者も対象であること)を理解できている。 ☐ 高齢者や障害者の生活を支える福祉用具には、介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となっていないものも多くあることを理解できている。 ☐ 自立支援(自分でできなかったことを自分でできること)の重要性を理解できている。 ☐ 福祉用具は道具であり、リスクが隣り合わせであること(リスクを軽減するためには福祉用具専門相談員の役割が重要なこと)を理解できている。	
	1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	☐ 福祉用具専門相談員の業務内容を、運営基準の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取り扱い基準を中心に列举できる。 ☐ 福祉用具専門相談員としての職業倫理について、法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位など、一つ一つの内容と実際の介護現場で留意すべき点を列举できる。	
	2. 介護保険制度等に関する基礎知識		
	2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み	☐ 介護保険制度の理念、認定の流れやサービスの種類・内容を説明できる。 ☐ 介護保険制度以外の高齢者・障害者関連施策を知っている。 ☐ 地域包括ケアシステムについて理念・構成要素を説明できる。 ☐ 地域ケア会議の機能を理解できている。 ☐ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を理解できている。	

	科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
	2.2 介護サービスにおける視点	☐ 人権や尊厳を保持した関わりの重要性については、どのような点に配慮すべきかについて、「例えば〇〇といった関わり方」のように具体的にイメージし、説明できる。 ☐ ケアマネジメントの意義・目的、考え方を理解できている。 ☐ 介護予防・多職種連携の重要性を理解できている。 ☐ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性について説明できる。 ☐ ICF の考え方を概ね理解できている。	
対象者の特性等について学ぶ	3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知		
	3.1 からだとこころの理解	☐ 加齢に伴う心身機能の変化(フレイルなど)を説明できる。 ☐ 高齢者の特性や特定疾病の影響が、日常生活においてどのように支障を来しているのか理解できている。 ☐ 認知症の症状を説明できる。 ☐ 認知症の BPSD についてその原因や対応の例を概説できる。 ☐ 認知症の人に対する望ましい接し方や関わり方を概説できる。 ☐ 感染症について感染源や感染経路を概説できる。 ☐ 感染予防の標準予防策(スタンダードプリコーション)を概説できる。	
	3.2 リハビリテーション	☐ リハビリテーションの考え方をイメージでき、包括的且つ総合的な視点で人を捉えていることを理解できている。 ☐ リハビリテーションに関わる専門職を列挙でき、それぞれの役割を理解できている。 ☐ リハビリテーションと福祉用具との関連性を理解できている。	
	3.3 高齢者の日常生活の理解	☐ 生活の概念、基本構造を理解できている。 ☐ 日常生活の個別性に関連している要素を理解できている。 ☐ 基本的動作の種類について説明できる。 ☐ ADL、手段的 ADL について、その種類と内容を説明できる。 ☐ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防の視点を理解できている。	

	科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
	3.4 介護技術	☐ 介護を要する利用者の状態像を理解できている。 ☐ ADL ごとの意義や目的を理解できている。 ☐ ADL に関連する介護技術を理解できている。 ☐ 目的に合わせた介護技術の提供に用いる福祉用具の役割を列挙できる。	
	3.5 住環境と住宅改修	☐ 日本家屋の特徴や高齢者の住まいについての課題を理解できている。 ☐ 生活場面ごとの整備のポイントを理解できている。 ☐ 介護保険制度での住宅改修を理解できている。 ☐ 住まいの課題を解決することで、自立支援や介護負担軽減につながっていることを理解できている。	
福祉用具専門相談員に必要な具体的な知識技術について学ぶ	4. 個別の福祉用具に関する知識・技術		
	4.1 福祉用具の特徴	☐ 福祉用具の機能及び構造における注意事項を説明できる。 《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》 ☐ 特殊寝台の役割が理解できている。 ☐ 特殊寝台の導入で気を付けるべき視点(寝かせきりにしてしまうことなど)を理解できる。 ☐ モーターの数とベッドの機能の基本的理解と使用の特徴を理解できる。 ☐ 特殊寝台付属品の知識の目的、機能と使用の特徴を理解できる。	
	4.2 福祉用具の活用	☐ 福祉用具の選定・提案の視点を説明できる。 《特殊寝台、特殊寝台付属品の例》 ☐ 特殊寝台と大転子との関係を理解できている。 ☐ 背上時のポイント(膝上げから背上げ、背抜きなど)について理解できる。 ☐ 起き上がり動作の手順・留意事項を理解できる。 ☐ マットレスの硬さの違いと選定にあたっての留意事項を理解できる。 ☐ 身体拘束の視点(サイドレールやベッドの配置など)を理解できる。 ☐ 特殊寝台の事故事例(はさみ込みなど)を理解できる。	

科目名	確認ポイント(理解できたら✓)	メモ
4.3 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	☐ 事故情報の公表機関や収集方法を理解できている。 ☐ 事故発生時の対応や報告の進め方を理解できている。 ☐ 代表的な重大事故やその要因、ヒヤリハット事例を列挙できる。 ☐ 事故予防のためのモニタリングでのチェックポイントを把握できている。 ☐ 利用者への説明の際のコミュニケーションにおける注意点を把握できている。	
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		
5.1 福祉用具の供給とサービスの仕組み	☐ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を理解できている。 ☐ 貸与・販売種目の中でも一部例外的な扱いをするものを理解できている。 (自動排泄処理装置の種類による要介護の違い、貸与と販売を組み合わせ使用するものなど) ☐ 例外給付の対象となる3つの条件を説明できる。 ☐ 貸与・販売選択制の対象種目や判断プロセスを理解できている。 ☐ 貸与・販売選択制における貸与と販売それぞれのメリット・デメリットを説明できる。 ☐ 福祉用具の整備の意義とポイントについて説明できる。	
5.2 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	☐ 福祉用具による支援の手順をPDCAに沿って概説できる。 ☐ 福祉用具貸与計画等の記載項目の意味と内容を概説でき、記載ポイントを説明できる。 ☐ 利用者個々の状況に応じた利用目標の設定や選定について、重要性を理解できている。 ☐ 利用計画の留意点欄を福祉用具安全利用につなげる重要性と方法を理解できている。 ☐ モニタリングの意義となる目標達成状況確認と貸与継続の必要性の検討について理解できる。 ☐ 福祉用具貸与計画等、モニタリング記録の交付義務を理解できている。 ☐ 演習の事例を通じて、医療職からの情報収集や他の職種との協働と連携の必要性と重要性を理解できている。 ☐ 継続してスキルアップしていくことの必要性を、受講者自身の課題として理解できている。 ☐ 指定講習受講後も継続した研鑽により、受講者自身が目指すべき目標が設定できている。	

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」

検討体制

【検討委員会】

(敬称略・五十音順)

- 久 留 善 武 一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
小 林 広 美 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
近 藤 和 泉 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長
神 智 淳 お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
東 畠 弘 子 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
淵 上 敬 史 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長
矢 沢 由 多 加 公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部長
◎ 渡 邊 慎 一 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
◎委員長

【作業部会】

(敬称略・五十音順)

- 神 智 淳 お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
田 島 利 子 「在宅かいごと専門けあの相談室」Re-think 代表
○ 淵 上 敬 史 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長
水 越 良 行 株式会社ヤマシタ ホームケア事業本部 営業統括部 東東京ブロック
○部会長

【オブザーバー】

(敬称略)

- 内 田 正 剛 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
松 本 洋 輔 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
石 川 邦 大 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係
岩 元 文 雄 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長
山 下 和 洋 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長
中 川 敬 史 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長

【事務局】

- 肥 後 一 也 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
長 田 信 一 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
川 口 隆 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
中 沢 淳 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
篠 原 昌 幸 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
柳 田 磨 利 子 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
江 口 誠 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
谷 澤 由 香 理 エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社
柿 迫 栞 緒 エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

令和6年度老人保健事業推進費等補助金
福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業
福祉用具専門相談員指定講習 指導要領

令和7年3月
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7
TEL: 03-5418-7700 FAX:03-5418-2111
メールアドレス:info@zfssk.com